

(午後1時40分 再開)

【司会】 それでは、全体会議午後の部を開始させていただきます。

6. 関係事業部説明

① プロジェクトの経理

【司会】 午後は、関連事業部の方からプロジェクト運営にかかわる事項にかかわりまして、それぞれ御説明頂くことになっております。

最初にプロジェクトの経理ということで、経理部財務1課、三浦課長代理の方からお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【三浦経理部財務第1課長代理】 経理部の三浦でございます。よろしくお願いいたします。お手元の黄色い紙の関連事業部資料Iの1番最初のページに経理部の資料がございますので、参照して頂きたいと思っております。

プロジェクトの経理の細々としたことについては、ふだんリーダーの方々と調整員の方々が絶妙のコンビネーションをもって実行されてるおと思っておりますので、ここでは事業団全体の予算の話とプロジェクト関係の予算の話をいたします。

最初に来年度の予算の件でございますが、毎年リーダー会議あるいは調整員会議などがありますと、翌年の予算の件について各事業部から非常に厳しい厳しいということをおっしゃりまして、狼少年的などころはあるのですけれども、平成10年に関しましては本当に厳しいという状況でございます。新聞報道などで既に御承知かと思っておりますけれども、財政構造改革という方針が政府の方で決まりまして、98、99、2000年につきましては、ODA予算全体について前年度を上回らない、要するにだんだんと減っていくということ、特に98年度予算につきましては、前年度比10%マイナスを上回らない、したがって前年度から比べますと90%以下になってしまう。そういうような方針が6月に決まっております。それを受けまして、JICAの予算につきましても、概算要求のときには-7.3%で出しまして、所管を越えた総合的調整という査定がありました結果、政府原案ベースで-1.8%、JICA予算全体で-1.8%というところまで踏ん張ったわけでございます。ただ、これは来年度が-1.8ということでありまして、先ほどの財政構造改革の方針そのものは変わっておりませんので、ODA全体のパイはどんどん減っていくということですから、JICA予算についても毎年減の覚悟はしなければならないというような厳しい状況であります。

直接皆様の活動に関係しますプロジェクト方式技術協力事業について、まだこれは現在国会で審議にも入っていないわけですが、これから審議されて可決されればそのまま来年度

の予算ということで、政府原案ベースでここに書いてあるのが主なプロ技の事業費の特徴でございます。

まず最初に、平成8年度予算からプロジェクト方式技術協力事業費につきましては、それまで分野別の項立てであったものを1本の事業費にし統合を図ってきたところですが、ことしにつきましてもプロジェクト方式技術協力事業費という1本の項で、分野につきましては5つの分野に分かれておりましたものを10年度予算についてはここに書いてありますように、社会産業、人口保健、農林水産業ということで3つの分野に統合いたしました。これに関連して若干の単価の調整などを行っております。

2番目の特徴として、先ほど申しましたように全体額が減っておりますので、プロ技全体でも-3.9という予算の減になっております。全体的に見直すべきところは見直して予算の減を立てたわけですが、先ほど申しましたように全体で-3.9%、社会産業につきましては-3.7、人口保健につきましては-3.9、農林につきましては-4.2、決して農林を冷遇しているわけではございませんが、新規の部門がなかったところもありまして、結果的にこういった形になっております。

3番目に、調査の合理化ということで、従来1番最初に事前調査があつて実施協議調査があつて、その後計画打合せ、巡回指導、終了時の評価、その間に機材維持管理調査といろいろ調査があつたわけですが、在外事務所の方から見ればあまりにも調査が多いのではないかという意見もこれあり、また予算的には何年度目に何をやるということがきっちりと決まっております、なかなか柔軟な対応ができないというのが本部側、それからプロジェクト側からもありますけれども、そういうことも考え合わせまして、従来2年目だと思いましたが予定されておりました計画打合せ調査というものを全廃しております。そのほか機材維持管理調査というものも全部廃止しております。これは予算の減という内容もありましたのでスクラップにしたところですが、新たにプロジェクト運営指導調査というものを新設いたしました。これは従来計画打合せ調査ですと、例えば4~5名の団員が行つて計画打合せをするというようなところでしたが、プロジェクト運営指導調査につきましては予算上1件当たり2名にしております。特にいつ行くということは決めておらず、問題が生じたとき、あるいは問題を未然に防ぐために適時に派遣できるような体制になっております。ですから、あるときはこのプロジェクト運営指導調査の枠を使って計画打合せのために事業団担当者や国内委員会の方が行かれるとか、あるいは機材の調子が悪いときにこれを使って機材の修理の人を出すとか、そういうような活用ができるかと思ひます。

4番目に、そのほか新規項目ということで、社会・ジェンダー調査費というものがつきました。事前調査の段階で、その国の社会経済条件、あるいは社会的な性別による役割というものの調査がプロジェクト形成に是非とも必要である場合に、長期調査員とセットでローカル・コ

ンサルタントを使って、社会経済条件あるいはジェンダーに関する調査を行う経費でございます。

広域技術協力推進費、これはある特定のプロジェクトを拠点として、日本人専門家が近隣国に行き指導するという経費ですが、これが2件から5件に増えております。

住民活動基盤強化費、これは人口保健に関する経費ですが、基礎的な医薬品などを購入して、それを元手にして途上国側でそれを回転させて、最初のイニシャルのインプットと基盤整備を日本側がすることによって、あとは相手国側が売ったお金を元手にしてまた新たに薬を買ってという、何か永久機関のような感じもしますが、一応インプットを入れるとそれを元手に相手国の方で基礎的な医薬品の供給をしていくというための経費であります。

最後に社会開発総合プログラム協力に必要な経費とありますが、プロジェクト協力というのは基本的にプロジェクトですので、ある程度の広さをもっているとはいえ、ある分野における点の協力にとどまるというところですが、いろいろなプロ技のみならず単発の専門家派遣ですとか単独の機材供与、あるいはもっと広く言うと青年海外協力隊並びに無償資金協力あるいは有償資金協力といったようないろいろな協力をひとつのパッケージにして特定分野で協力をしていくときに、そのコントロール・タワーといいますか司令塔部分、具体的には政策助言型の専門家の派遣ですとか、ローカル・コンサルタントを利用した基礎的な調査というような経費にあてられる経費ですが、それが新規1件ということについております。

ちなみに農林分野に限って申しますと、広域技術協力推進費については、従来農林水産分野は1件だったものが2件に、それから社会・ジェンダー調査については1件新規についております。

以上が10年度のプロジェクト方式技術協力事業費の特徴ということですが、冒頭申し上げましたとおり、10年度につきましては非常に大きなマイナスということで、農林分野について申しますと-4.2という減になっておりまして、したがって節約をただけではなかなかこれだけの予算減をまかない切れないと申しますかカバーできないということは明らかであります。なおかつ来年度以降もふえるということはあまり考えられない。むしろ減ることの方が考えられるということからすれば、プロジェクトの実施形態、従来プロジェクトと申しますと、大体分野によっても違いますし部によっても違うかと思いますが、大体4、5人の長期専門家がいて、年間4、5人短期専門家がいて、1年当たり3,000万とか4,000万とか機材があって、研修員は2人か3人呼ぶというようなひとつの固定観念があったかと思いますが、予算の減という外的な制約もあり、途上国側の変化する多様なニーズへの対応ということから考えても、従来型の、いわゆるカギ括弧つきプロジェクトでいいかどうかということは、今後問われてくるものと思われま。そうはいつても、皆さん既にプロジェクトをされていますので、今さら形をR/DあるいはTSI以外のものに変えるということは、相手もあることであり非常

に困難を伴うと思うのですけれども、これから例えば新規に起こしていくプロジェクトなどについては、そういった観点からの検討も必要となってくるのではないかと思います。

以上が私の方からの発表ということで、若干事業団全体の予算の向こう3年間の動きと、10年度の政府原案ベースでのプロ技事業費の特徴ということをお説明いたしました。これについても結構ですし、それから日常非常に細かいレベルもあると思いますけれども、プロジェクト經理につきまして何か御質問があればお願いいたします。どうもありがとうございました。

【司会】 最後のパートで午後の部に対する質疑応答というセッションもとってございますけれども、經理関係のところでもたまたま若干時間を頂きましたので、どなたか御質問があればお願いしたいと思います。どうぞ。

【三島リーダー(ケニア)】 場合によっては機材の方に、要するにひとり調査団というのがあるということですが、それはニーズがあれば運用上自由にできるという理解でよろしいですか。

【三浦經理部財務第1課長代理】 そういう理解でよろしいかと思います。

【井口リーダー(フィリピン)】 執行計画案を示されたわけですが、その予算案というものは、一応プロジェクトにこの程度使えますよという枠組みを提示されたというふうに理解していいのですか。例えば前年度でいきますと、そのなかから、では機材費を削ってローカルコスト負担の方に少し回せるとか、いろいろな使い方があるようですが、それが最終的にどうなるのかははっきりしないところがあるので、その提示された予算というものは一応そのプロジェクトが使える金というふうに理解していいのでしょうか。

その点ちょっとお聞きしたいです。

【司会】 プロジェクト運営の方にかかわる問題ですので、これは私の方から答えさせていただきます。

実は林開部と農開部とは若干やり方が異なっております。林開部の方は従来方式で機材のお金、専門家のお金、調査部のお金という形で、プロジェクトごとに調整しております。農開部につきましては、来年度からでございますけれども、1プロジェクトのプール制という考え方を導入しました。非常に予算が厳しくなっているというなかで、プロジェクトの全体枠として一定の金額を示しまして、そのなかで優先順位として、機材がほしいのか短期専門家がほしいのか、あるいは現地業務費を重点としてほしいのか、その辺をプロジェクトの方で御判断頂いて、枠のなかである程度自由に優先度を示して頂きたい。それに基づいて、プロジェクト側が立てた計画が妥当であれば、東京の方でそれに基づいてプロジェクト運営を行っていく、そういう考え方でございます。

ほかに御質問はございますでしょうか。

【尾形リーダー(ウルグアイ)】 非常に細かい問題になっていいですか。といいますのは、機材なら機材が私たちのところは最終年度までほしいというような要求をされるのです。というのは、始まった5年間のうち3年目からやっと機が見え出してきて、5年までにはデータは何も出な

い。だけれども、その機材を買っておかないとカウンターパートたちが後で仕事ができないというようなことがあるのですが、5年以内にできる仕事しかやってはいけないのでしょうか、機材を買ってはいけないのでしょうか。この前来た書類によると、最終年度は以前買ったものの補給部品とかそういうようなものに限るといようなことが書いてあったのですが、そうするとカウンターパートはあまり働かなくなってしまうのです。ちょっと細か過ぎて申しわけないのですが、教えてください。

【司会】 ケース・バイ・ケースだろうと思います。必ずしもスペアパーツとかそういったものに限定しているものではなくて、たまたま機材が5年目に例えば車両が更新時期にあたったとか、それから5年目にプロジェクトをその後動かしていくためにバックアップするための大きな機材が必要だとか、そういう個々の事情については、東京の本部の方でそれぞれ検討させて頂いております。

【尾形リーダー(ウルグアイ)】 続けていいですか。最終年度に要求しますと、プロジェクトが引き揚げてからその機材が到着するわけですね。それは構わないのですか。

【司会】 最近、若干外務省の方と議論がございました。場合によっては、フォローアップ機材という形で予算品目を調整するというのも実際には行っておりますが、現実問題としては、やはり好ましくない。特に会計検査などの対象になった場合に、プロジェクトの活動の支援のための機材なのに、それが終わった後に行っているという事実が残ってしまうというのは決してあっていいことではないだろうという認識はもっております。

【高野リーダー(パナマ)】 先ほど農開部、林開部のプロジェクト経費の運営の仕方が違うというふうな話をなさっていましたね。例えば農開部の方は来年度からプール制にして、そのなかでかなり弾力的な運用ができる。一応林開部の方は、造林対策費、中堅費とおのの額を決めてその額で運営する。部によってひとつ運用の仕方を変えているということはどうな事なのか。あと、現実的には予算の執行上各経費間の流用というのは可能だということですか。その辺をちょっと詳しく教えて頂きたいのですが。

【司会】 三浦課長代理に対する御質問をちょうだいしたいと思っておりますけれども。一言で言いますと、予算がどんどん厳しくなってくるなかで、状況だけ言いますとおそらく林開部長と農開部長と、林開部長の方が力が大きいのかなと。これだけ皆さん減らしてくださいよと言ったときに、林業水産のプロジェクトの方は御協力しますということで御返事頂けるのか。それから農開部の方は、どうも全体として納得できないというリーダーが多い状況もあるのかもしれませんが、私どもとしてプール方式というのはある意味では苦肉の策ということで考えております。財務1課の三浦課長代理が来られておりますけれども、当然のことながら予算というものはもともとの目的ごとに整理されておまして、そのなかでどんぶり勘定で使っているものではありません。ですから、皆さんの方から御要望を頂きますけれども、必ずしも機材

とか調査団とか専門家派遣経費を東京の方で整理するときに、御要望にお答えできない場合も多々あると思います。その辺のところを調整できる範囲内でプロジェクトの方の優先順位というものを私どもの方としては第1に考えていきたいと考えている次第でございます。

【宮川リーダー(インドネシア)】 今の話に関連することで恐縮ですが、立地条件だとか活動のコンポーネント、などのプロジェクトのおかれたいろいろな条件によって予算の仕組み、要するに予算の項目ごとのバランスというのはかなり変わるべきであると思っているのです。例えばうちのプロジェクトですとオフィスが中央にありまして、ボルネオ島とスマトラ島の僻地に2箇所サイトがあるわけです。ほとんど活動の80%はそこで活動しているわけです。そうすると、中央にいますと現地に行く旅費がないと何も活動はできないわけです。そうすると、必然的にプロジェクトの現地業務費のなかでも旅費が莫大な量を占めてくる。実は現地業務費を全部旅費に使っても足りないぐらいです。そうしますと旅費の方で制約を設けますと実際の現地の活動が非常に苦しくなる、これはうちのプロジェクトの特徴ですが。片や無償でつくったセンターがございまして、そこで活動しているいわばセンター型のプロジェクトですと、多分そういう旅費は必要ない。むしろ機材、そういうものの方により比重をかけるべきであると思うのですが、その辺のことをやはりよく理解できるのは現地のプロジェクト・リーダーだと思うのです。ですから、ある程度そういう裁量をリーダーに与えて頂ければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【司会】 そのなかで考えた現実的な方法として、プール方式ということを私どもの方は考えたわけでございます。予算が右肩上がりで上がっていくときには、かなりの部分そういった個別のプロジェクトの事情というもの、そういったものを勘案することが可能でございますけれども、逆に減らされるという状況のなかでは、やはり皆さんに個々のプロジェクトごとにこれだけ減らしてくださいという言い方というのは非常に難しく、できるだけ全プロジェクトに公平な形で減らしてもらい、負担してもらい、痛みを分かってもらいたいというのですか、そんな形での対応がやはり最善ではないかなという感じがしています。なかなか個別の事情をひとつひとつ取り上げていきますと、私どもの方としても全体としての予算削減というものがなかなか不可能だという事情について御理解頂ければと思います。

プロジェクト運営の個々の問題につきましては、個別打合せの時間も取ってございますので、そちらの方でまた担当課長ないし課長代理の方と打合せて頂ければと思いますが、特にこの場で三浦課長代理の方に経理面のところで御質問したいという方、ございますでしょうか。

【鯉淵リーダー(タンザニア)】 質問ではなくて要請ですけれども、ローカルコストが全く出ていないで、第1四半期は結局専門家のポケットマネーで運営せざるを得ない。要するに示達が遅い。その間の資金は全く現地側から出ませんから、リーダーが一時立てかえということです。そういった事態が生じないように、そういった特殊事情の国の事務所にプールするような資金の

運用といえますか、そういったものは経理で考えられないかということでございます。

【三浦経理部財務第1課長代理】 事業団の予算は御存じのとおり国の予算でやっておりますので、要するに国の予算というものがその年度の歳入と歳出をバランスさせるという観点からつくっております関係上、年度当初のどの程度の時期にそういうふうになったのかという具体的な期間というのは存じませんが、年度当初に要する経費を前年度からもってきたお金を当年度のお金としてそのまま使うということは、会計上、法律上できないということだと思います。唯一例外的にいくつかのところは、現地業務費の管理者となっている部分の現地業務費などは、JICAの方から出た時点でその年度に支出したことになっていきますので、見かけ上前の年のお金でもそのまま使えるということがあると思うのですけれども、そのほか事務所から前渡資金というか皆さんの方に前渡される資金につきましては、その年度で終わって、その年度末であまっていれば現金のやりとりはともかく帳簿上はいったん返して頂いて決算をする。翌年度はまた翌年度からやるということですので、これはどこも全部一緒でして、資金的なプールというものは、お金自体は銀行にはあるのですけれども、そのお金は当年度のお金としては会計上は使用できないということで、ここは不便だと言われるかもしれませんが、国の会計規定がそうなっているのでそうせざるを得ないということで御理解頂きたいと思います。

【鯉淵リーダー(タンザニア)】 多分そういう回答が来ると思ったのですけれども、実際は累年の利子を運用するとか、いわゆる何かそこで知恵を出して頂く。これはもう個別案件だろうと思いますけれども、実際に0円でスタートするわけです。ローカルコストは全く相手側から出ないわけですから。ですから、そういった事情に対して知恵を働かせてほしい。回答は要りません。どうせ出てこないと思いますから。

【三浦経理部財務第1課長代理】 回答ではないのですけれども、利子につきましては銀行利息のことになると思うのですけれども、事務所ないしは臨時会計役などでもっていらっしゃる方は、基本的には利子のつかない当座預金でやって頂く。利子がつく場合も、いったんそれは国の収入ということになりますので、国の収入ということで受け入れてそれをまた出すということですから、資金運用をされている方はないと思いますけれども、公金での資金運用というのは基本的にはできないということでもあります。

【高野リーダー(パナマ)】 話に関連してですけれども、制度上の話で、明許繰越みたいなのは制度としてあるかと思うのですけれども、その辺の運用みたいなのはかなり難しいのでしょうか。

【三浦経理部財務第1課長代理】 明許繰越につきましては、事業団の場合契約担当役というものは繰り越しができます。明許に限らず、繰越については翌年度に債務をもち越す通称翌債と呼ばれているものと、それから通称明許と呼ばれている契約もしないで全額翌年度に予算ごと繰り越してしまうものの両方とも契約担当役ができるということで、会計役につきましてはもらった資金を使うということだけで繰り越す権限がありません。したがって皆さんの在勤され

ている国のなかで契約担当役の事務所についてはそういった繰り越しをして決算をしている。皆さん自身、それから会計役の事務所につきましては繰り越しについてはできませんので、ということです。

【司会】 ほぼ予定の時間になりましたので、プロジェクトの経理関係、予算関係につきましてはこれで打ちらせて頂きたいと思います。

② 機材調達について

【司会】 続きまして機材調達ということにつきまして、調達部管理課、立場課長代理の方からの御説明をお願いしたいと思います。

【立場調達部管理課長代理】 調達部管理課の立場です。どうぞよろしく申し上げます。それでは、機材調達についてということで、お手元の方に現地調達に関する資料をお渡ししております。機材調達については本邦調達と現地調達という2つの方法で現在実施しております。きょうは時間も短いことですので簡単に最近の動向とお願い事項を御紹介させて頂きたいと思っております。

何人かの方は派遣前に調達部の契約1課の方で派遣前研修ということで、本邦調達における調達方法は聞いていらっしゃる方もいると思うのですが、今回のリーダー会議にかかる質問事項のなかでも、機材調達が非常におくれる、それが原因でプロジェクト運営に支障があるのだという指摘が大変多いです。これは今の話ではなくて、機材調達という業務が始まって以来言われてきている問題だと思います。調達部といたしましても、構造的な問題はあるのだけれども、なるべく早く迅速にならないかということで、いろいろな改善を図っております。最近の動向といたしましては、平成6年の談合事件といいますか、JICAの調達に係る問題が発生しまして、その段階で一般競争入札、指名競争入札も新たな方法を取り入れております。それによって、以前にも増して機材調達に時間がかかる。そのなかで、公平性、透明性、競争性を確保しなければならない。先ほどもお話にありましたように、国の税金を使っているということで、民間みたいにすなりと買うわけにはいかない。それなりの制度のなかで調達をしなければならない。これは事業団だけではなくて官公庁でやっている方法ですので、事業団だけが特別にという制度もなかなかもちにくいという状況があります。そのなかで、我々の方は統計を取っているのですけれども、平成6年以前の調達に比べて約1か月半ぐらいが平均的に遅れております。

そういう状況のなかで、本邦調達におきましては、購送請求書の随時受けつけということで、早目に購送請求書を受けつけよう。これは従来4月にならないとその年度の購送請求書は受けつけていなかったのですが、事前の前裁きの手続をやるということで、4月前でも各事業部から来年度の予定が決まれば受けつけるようにしております。

もうひとつは、メーカー入札、指名競争入札のなかにメーカー入札というものがあるのですが、これについても通常30日かかるところを20日に短縮しております。そのほかに、半分以上の案件が事業団の方からJICS(日本国際協力システム)の方に委託されてその調達手続が行われているのですが、その手続を簡素化してなるだけ早くするという方法も取っております。

最近ですけれども、ことしの9月には仕様書作成についてということをお願いをしております。多分今ちょっと混乱があるのかなと思っているのですけれども、まず、この仕様書作成についての趣旨ですけれども、なるだけ早く仕様書を作るようにしようということです。従来予算がついて4月から各事業部の方はJICSの方へ仕様書の作成の委託をしておりました。それを、前年度にもってこようということです。4月1日からは調達部へ正式なものが渡せるような形にしたいということで、仕様書作成の前倒し執行ということを各事業部及びプロジェクトの方をお願いをしております。

もうひとつは、今までプロジェクトの方には詳細な仕様書を書いてくださいということで非常に御苦勞が多かったのかなと感じておまして、なるだけその負担を軽減しようということで、参考銘柄を複数あげて頂くことによって、その仕様書の内容を確定させていこうということです。そのなかで、従来事業部から仕様の不明点については問い合わせたところを、可能な限りJICSから直接プロジェクトの方をお願いをしようということです。この仕様書作成だけで、見ていますと平均5か月かかっております。この5か月前倒しすることによって、4月1日から調達部の方で構想の手続にかかれる。かつ従来9月、10月というふうに非常に調達部に購送請求書があがってくるピークがあったのですが、それも前倒しして、我々の部の業務も標準化して負担を軽くして、なるだけ早くしていこうという趣旨です。それが最近調達部の方で、本邦購送に係る改善策として手を打ってきております。

あとひとつは、質問にもあったのですけれども、情報提供という話があります。これにつきましては、従来やっておりますカタログの要望調査で資料を送るということと、本邦における機材の進捗状況を現地にも知って頂くということで、各事務所及びJOCVの調整員事務所の方には毎月本邦購送の業務の進捗状況を一覧表にして提示するようにしております。私もプロジェクトにいて、そういうサービスがあるということは知らなかったのですけれども、事務所の方に問い合わせれば、今プロジェクトの機材がどの段階にあるということは、大まかですけれどもつかめて頂けるのではないかと思います。

もうひとつは、機材情報システムというものを我々つくっているのですが、これはまだインターネットで現地の方まで紹介するという段階までにはいっておりません。いわゆる機材購送をしたデータ、仕様内容、価格、製品名などをデータベースにしまして、各事業部の方には情報として流しております。ですから、今のところは事業部経由で皆さんの方に情報を提供するという形になっております。

従来から東京の方では言われていたのですけれども、仕様書が途中までできているのですが、調達部としては一括して出してほしい。同じプロジェクトで2回、3回に分けてくるのは事務的にも繁雑だからということも言っていたのですが、これも改定をいたしまして、できあがった分からとりあえず調達部にもってきてください。できあがれば、その時点で調達の方はその部分は機材調達の手続に入るといふふうに変えてきております。いずれにしましても、ここでどれぐらいの迅速性が図れるかというのは、今後の実績を見ながら更なる改善策というものを検討していきたいと考えております。

次に現地調達についてですけれども、平成5年以前は現地調達の比率が全機材の約20%弱ぐらいでした。最近、多分本邦調達が遅れるからということかもしれませんけれども、本邦調達の遅れによっても考えられる現地調達の伸びが急激になってきております。現状では、大体全機材額の40%を現地で調達しているということです。我々調達部としましては、適正な現地調達が行われていれば、これを抑えるとか、これを更に拡大するという特段の考えはありません。手続的にそれが適正に執行されているかどうかということを見ながら、今後考えていきたいと思っています。ただ、今のいろいろな現地事務所などのヒアリングを行ってみますと、今の業務量で各事務所も精いっぱいだというのが現状ではないかなと考えております。現地調達は大体機材全体の40%ということですので、金額で約60億ぐらいが世界各国で調達されている。ひとつは調達環境といいますか、機材が代理店又はメーカーの支店ができて、非常に容易に調達できるようになってきたという調達環境の変化もあると思います。それと、先ほど申しました本邦購送では間に合わないのので現地調達に切りかえるという原因もあろうかなと思います。

そこで、現地調達をより適正に行って頂くために、これは経理部と調達部連名で、現地調達にかかる当面の実施指針というものを出させて頂きました。ここには、ポイントとして2つありまして、適正な調達要件の確保ということと、適正な調達手続の執行、適正な経理といえますか適正な調達手続を行って頂きたいということで、その考え方、その方向性を示しております。特に留意して頂きたいことは、現地調達は何でもいいかということではありません。一応この当面の実施指針にもありますとおり、現地調達をしてもいいという要件がありますので、それは十分に検討されたうえで行って頂きたいということがあります。特に今現地調達の要件を見てみますと、ほとんどが価格、アフターサービスについて有利だからということであがってきます。大体70%から80%の理由がこの項を適用させて行われております。もうひとつは、緊急に必要だということです。いずれの理由にしましても非常に解釈が難しいところがありまして、例えば緊急ということについても、当初考えられた計画のなかで予測できたかできないか。できないので緊急に対応しなければならないというのが、そもそもの考えではなかったのだろうかということで、緊急性については申請があがってきた場合に、よくその中身を調達

部の方としても検討させて頂いています。もうひとつは、価格、アフターサービス。当然アフターサービスの面では現地の方が有利だと考えます。問題は、そのアフターサービスだけ有利だからいくら高いものを買ってもいいかという、そうはできないということで、やはりこれは価格的にも現地の方が有利ということを経験にしなければいけないということで、その点を、これは100万円以上の高額機材ですけれども、チェックをして頂く。当然日本の価格はわからないということですが、一応この当面の実施指針では事業部の方から本邦の価格を御紹介したうえで、ああ、この価格だったらば現地の方が安いよ。アフターサービスもできるということで申請をして頂ければ、容易に許可が出るのではないかとということです。

あとひとつは手続というところですが、最低限このなかに留意事項というものがあります。当面の実施指針の14ページになりますけれども、基本的には仕様書をまず書いて頂く。これは本邦調達にしても現地調達にしても同じことだと思います。プロジェクトの方でどういう性能、どういう機能をもった機材が必要なのか。それと、調達方法は事務所で決定するとは思いますが、なぜこの調達方法を採用したかということについて説明をして頂きたい。当然そのなかに予定価格というものを160万円以上についてはつくらなければならないのですが、その際のガイドラインといいますか、それもこちらの方に御紹介させて頂いております。なかなか現地では見積りが取れない状況だろうと思っておりますけれども、一応その根拠はつくって頂いて、予定価格というものを、これは一義的には現地調達は事務所になるわけですが、事務所が決定をいたします。その資料などを皆さんの御協力を得て多分事務所がやっていくと思っておりますので、そこら辺の支援方をお願いしたいということです。

よく今問題になっておりますが、前払いをしなければならないことがあります。これは一応経理が所管ですけれども、我々の方としては前払いは原則認めません。ただし、銀行保証などでちゃんと担保されていれば、それは結構ですというスタンスであります。特に4,000万、5,000万円を前払いというふうにくるところもありますし、そうなった場合に方が一事故が起きた場合にどうするのかということが我々の方の心配です。したがって前払いについては細心の注意を払って、その情報を事務所の方に伝えて頂きたい。なるだけならば前払いは避けて頂きたいということが調達部としての要望です。

当然機材検収ということになるのですが、これも本来は事務所がやらなくてはならないのですが、ほとんどはプロジェクトの方をお願いしているケースが多いと思います。内訳書など、仕様の内容などをよく確認をして頂いて、間違いがないような機材検収を行って頂きたいということです。あとは、これに関する記録もちゃんと取って頂きたいということです。特に最近では予算的にも厳しいという状況ですし、かつ外国でこれだけ調達しているということが、会計検査院もそうですしほかの方でもだんだん知られてきましたので、その辺は手続が適正なのかどうかということは今後よく調査されるのではないかと思います。ちなみに今年度初めて、

先週終わったのですけれども、現地調達についてということで正式に会計検査院が半日使ってその仕組みのヒアリングをやりました。ですから、多分考えられるのは現地に行ってちゃんとやっているかどうかということまで今後は確認をされてくると思います。

現地調達についてはいろいろ割合も多くなっているということで、基本的にはJICA事務所が全部やるべきことですが、リーダー、調整員、各プロジェクト実施機関の御協力があって初めてできることですので、十分に御支援のほどをお願いしたいと思います。

機材調達については一応こんなところですか。何か御質問などがあればお答えいたします。

【司会】特にここで御質問されたい方、いらっしゃいますでしょうか。

【井口リーダー(フィリピン)】これもあまり大きい問題ではないのですけれども、個別ではちょっとなじまないと思うので今御質問します。例えば前々年度の供与機材で経験していることですが、現場からいろいろスペックをだしていくわけですね。入札の段階でどうなるのかその辺のシステムがよくわからないのですが、現場に来た車は現場が見積りを取って注文した車とえらい違ったものが来る。実際に来た車は、現場で見積った車よりもはるかに安い車です。入札にかけるから安いのはわかるのですが、例えばハンドルはパワーステアリングではない。それからカセット、ラジオはもちろんついていない。エアコンのガスはもちろん入っていない。シートは通常シートでなくてベンチシートの固いやつである。こういうもののチェックというのは、どこでどういうふうに行われるのですか。といいますのは、うちの現場は非常に道が悪いので、それを2時半かけて現場まで行って既に腰を痛めた専門家もいるし、そういう対応をどこでチェックできるのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

【立場調達部管理課長代理】機材について当初予想したものと来たものが全然違うということですが、ひとつはその仕様作成の段階で非常に決まってくると思います。では、どういうことで本部の方は考えているのかといいますと、プロジェクトと事業部またはJICSとの間で、その仕様作成を詰めて頂くわけですが、我々の方としましては業務に必要な機材、業務を実施するにあたってそれが最低限必要な性能及び目的が達せられるものを選定する。したがって、やるとしたら競争入札ですから、一般的な話ですが、そうなってくるとその性能の最低限の価格で各メーカー、商社は見積ってきます。ですから、例えば2,000ccとしか仕様書に書いていなければ、2,000ccだけクリアして、あとは一番安いものを選んでくるのです。基本的に、平成6年度以降一般競争入札、指名競争入札の新しい方式を導入しましたが、それによって相当競争性は増しております。安くなっているはずですが、ところが、商社は安く落とした限りは、仕様書をクリアするだけのものしか提示はしてきません。したがって、例えばこの業務にはこれだけは必要なんだと。例えばコンピューターでAとBがあって、真ん中をつなぐにはこれは絶対このメーカー以外はだめなんだということがあれば、銘柄指定をして頂きたいということです。例えばこの業務でこういう用途にはもう2,000ccとか3,000ccはだめなんだ、

4,000ccだとたしかランドクルーザーしかないわけですから、4,000cc でないと困りますとか、それをもって銘柄指定をして頂かないと、その仕様にあった1番安いものが納入される。それは我々の方としても説得はしますけれども、もうちょっとこれでいいんじゃないのということ は調達部としても言いますが、契約書上は仕様書に書いていない以上のことは縛れないという のが現状です。

【井口リーダー(フィリピン)】 現場からは、一応事細かに書きました。ただエアコンのガスは詰 めなくていいよとは書かなかった、それは確かです。だけれども、そのほかは全部書いている のです。ラジカセつき、パワーハンドルと書いてあるけれども、それが全部抜けてしまっている。だから、こういうことで入札にかけますという細かいスペックの入ったものを事前に チェックできないものかどうか。そういうことの質問です。

【立場調達部管理課長代理】 基本的には今お話ししました仕様書の早期作成という点では、1回プ ロジェクトの方に出して確認を取って頂くシステムにしております。具体的に話しますと、 我々が各事業部さんの方へ提示しているのは、8月に皆さんの方から要望をあげて頂いて、そ れで12月まで、1月の頭までに仕様書を作成して頂いて、できればこういうプロジェクト・リー ダー会議とか、それとか現地に投げて1回確認を取って、それからそれでいいということであ れば4月1日に調達部へ購送請求書をもってきて頂きたいということを考えています。

【井口リーダー(フィリピン)】 そうすると、関連してサジェスチョンを頂きたいのですけれども、 できるならばメーカー、車種、モデル、全部指定するべきである。こういう解釈でいいですか。

【立場調達部管理課長代理】 この業務にはこの車種しかないという場合には、銘柄指定をして頂 くことになると思います。ですから、例えばほかの機材なんかでもあるのですけれども、どう してもここの性能はほかのメーカーには付随していないとか、例えば研修員がNECに前年度 研修に行って、その機器の操作については勉強してきておりますという場合には銘柄指定をし て頂いて、我々は直接NECのその型を、P300ならPの300型というものを買うようにしてい ます。もし具体的にその案件がわかりましたら、多分クーラーにガスを入れていないというの はあくまでも検収時のチェック漏れだと思いますので、それは個別的に事業部を通じて言っ て頂ければ、こちらの方で調査ないしはチェックをさせて頂きたいと思います。

【司会】 確認ですけれども、井口リーダー、今のケースは本邦購送、現地調達、いずれの場合で すか。

【井口リーダー(フィリピン)】 現地調達は1台あるのですが、これは問題なかったです。本邦調 達が4台ともそういう状況で来ました。

【司会】 私どもの方としても今後の反省にしたいと思いますので、個別協議の際に担当の方に詳 しくその辺の事情について御説明頂ければと思います。

【井口リーダー(フィリピン)】 わかりました。

【司会】最後のところで、午後の部に対する質疑応答という時間を取っておりますので、プログラムを先に進めさせて頂きたいと思います。

③ C/P研修について

【司会】続きまして、カウンターパート研修について、研修事業部管理課の三好職員と筑波国際センターの永井次長、御両名からの御説明をお願いしたいと思います。

【三好研修事業部管理課職員】研修事業部管理課の三好と申します。ちょっと風邪を引いていて声あまり出ないので、お手やわらかにお願いします。

お配りしたペーパーに、カウンターパート本邦受入研修に係る考え方というプリントがあるかと思いますが、21ページです。既に皆様カウンターパート研修についてはよく御存じだと思いますので、特に計画を立てるにあたって留意頂きたい点だけかいつまんで私の方から御説明申し上げます。

24ページに飛びますけれども、カウンターパート研修については、6月とか7月ぐらいに行います要望調査で、あらかじめカウンターパートにどのような研修、何名ぐらいを希望するかを皆さんにお聞きして、その結果をもとに本部でいろいろ研修を組む対応をするわけですが、今回事前に皆さんに頂いた御質問とか御要望のなかにありました質問点なども含めて、どういう点に注意して頂きたいかを申し述べます。そのページの最後の方に、要望調査表の書き方がついていますが、それを書く際に長期の研修について、日本語を学んだ方がいいのではないかという場合に、日本語研修がついていなかったために不便をしましたというコメントを頂きましたが、それは要望調査表を書いて頂くときに、こうこうこういう理由で例えば1年間にわたって日本で生活するには日本語を少しでも話せた方がいい。については日本語研修を入れてくださいというふうに一言お書き頂ければ、可能な範囲で日本語研修が受けられるように本部で手配いたしますので、それは可能です。

同じ24ページの真ん中のあたりに視察型研修について書いてありますが、視察型研修では長期にわたりますと研修員の疲労も大きくなり、研修効果もあまりあがらないので、できる限り3週間以内に抑えることというふうに書いてございますが、これは是非よろしく願いいたします。と申しますのは、最近視察型研修がかなり多く実施されておまして多いところでは、これは農閑とは限らないのですが、ひとつのプロジェクトから1年に3人も視察型研修が来るといった状況も散見されます。本来の技術研修の観点から申し上げて、やはり視察型よりは直接技術を学んで帰って頂いた方が、技術移転という意味ではまさにそういう研修をやっているわけですから、なるべく視察型研修については多くても1プロジェクトから年間ひとりということで、厳しいとは思いますがなるべく御配慮頂きたいと思います。

2枚めくって頂いて26ページです。右上が2/9になっているはずですが、その下の2の

方です。在外要望調査表についてという項があります。これは当然のことながら、期日を守って頂くことが1番大事なことです。基本的には研修を希望する時期の2か月前までには、これは要望調査表なので春になりますけれども、要請書も実施時期が確定した2か月前までには日本に着くように手配をお願いします。そうしませんと、例えばふいの調整なんかですとか担当者が向こう方にいない場合に割と日数を日本で食いまして、手続き自体が間に合わないということになりますので、期日についてはくれぐれもお守りください。こう申し上げますと、本部からの通報が遅いとか、受入回答が遅いからいけないのだという声をたくさん既に頂いているのですが、一応本部としましては研修開始の1か月前までには受入回答が皆さんのところに届くように、各センターや支部若しくは担当職員に指示をしています。おしかりを受けるとして一応統計を取ってきたのですが、大体の国においては受入回答は来日の1か月前までにはこちらを出ていますので、FAXの場合であれば多分その日のうちにお手元には届いていると思います。

ただ一部南西アジアの国ですとか、若しくは通信事情の悪い国については30日を切っておりますけれども、それで28日とか25日ですから、3週間強前ぐらいまでにはお手元に平均ですが届いているはずですが、ただこれもいろいろな事情によって変わってきますけれども、原則として1か月前までには必ず届くように指示をしておりますので、多少2、3日遅くとも御理解を頂くか、若しくは余裕をもってカウンターパート本人にそういう可能性があるということでお伝え頂ければと思います。

次の3/9ページです。2段落目に、研修内容素案作成の際考慮してほしい点というところがあります。ちょっと読みますけれども、「受人先を考えると、研修事業の首都圏集中を避け(首都圏センターは飽和状態)、地方展開をめざしているので、できれば考慮願う。現在、首都圏対地方の割合は6対4の割合であるが、これを逆転させることをめざしている」とあります。首都圏といいますのは、筑波センターも含めたTIC、国総研、八王子、それから神奈川センター、首都近郊にあるセンターをさしますけれども、大部分の研修はここに今集中しております。これはカウンターパートだけではなくて集団コースもそうですけれども、集中しているがために例えばTICが満館になると、同じ時期の研修員で後から来た人はTICに泊まらずにホテルに泊まる。センターからあふれ出してしまう現象が今起こってしまっていて、そうすると必然的にホテル代もかかりますし、余分な費用がかかるわけです。先ほども御説明しましたように、予算が少ないなかでなるべく経費を減らさなくてはいけないというニーズがあるのと、それから今研修の方針としては、地方自治体なんかと連携をして地方にどんどん展開しましょうという方針があります。

去年は新しく中国センターなんかも広島にできましたし、ほかのセンターも建てかえの構想なんかもあるところですから、東京でなくても研修ができるのであれば、なるべく地方で研修

をするという案で研修の案をつくって頂きたいと思います。

では、どこに何があるのかわからないという場合は、在外事務所に既に送付済みの資料がありまして、それは過去に研修を実施頂いた先、名前、それからどういう研修ができるのかという一覧を既に事務所に送っていますので、そういう資料を御参考頂いて、地方への分散に御協力頂きたいと思います。

そこのページの3番ですが、「当該カウンターパートが必要とする研修内容が既存の集団コースなどへの参加をすることで、成果を十分あげられる判断される場合には、効率的研修を実施するうえでの実施につながるのを考慮願いたい」とあります。これはあくまでもカウンターパート枠を使ってカウンターパート研修をするのだけれども、内容としては既存の集団コースに参加するというものですから、枠としてはカウンターパート枠を使って頂くことになります。これと別に、事務所から送られてくる集団とか一般特設コースの要望調査表にもその国から研修員が参加することができますが、これは単にといいますか要望を聞いているものですから、必ずしもそこに要望を付したからといってその国にその集団コースが割り当てられるとは限りませんので、プロジェクトの技術移転計画に事務所から返ってくる正規の集団研修の枠を使おうという計画をお立てになった場合には、それはあくまでも可能性であって、必ずしも通報されたときにそのコースが割り当たっているかどうかかわからないということに御注意を頂いて、計画をお立て頂ければと思います。

もうひとつですが、英語力についてよく見られるケースは、要請書のなかには大分できるというふうにマークしてありますが、実際に来てみると講義を理解するだけの英語力がなく、たまたま同じ国から来ていた研修員の助けを借りて終わったとか、そういう例がたまにありますので、英語力については正直ベースで書いて頂いて、間違いがないかどうかをチェックしたうえで事務所に提出頂ければと思います。

私の方からは以上です。

【永井筑波国際センター次長】 私は筑波国際センターの次長をしております永井と申します。前年までの3年間、私はそちらの方へ座らせて頂きましてリーダー会議に参加させて頂いたわけですが、ことしはこちら、被告席というのかよくわかりませんが、こちらに座って研修の話をしろということをやられました。今度プロジェクトの事務局から言われたことは、私たち筑波国際センター、主に農業の研修生を受け入れているわけですが、実際に受け入れる立場として、リーダーの方に何か文句があったらこういう機会だから言ってくれということで、どちらかというところから勝手なことを言う形になるかとは思いますが、実際に受け入れる担当者そして受け入れる機関がどんなことを思っているのかなということを知って頂くのもひとついいのではないかと思います。具体的には、私たちのセンターの担当者、それともうひとつ水産センターの神奈川国際水産研修センターの方にもお願いして、実際のところを

書いて頂きました。それで担当者がどんなことを思っているのかということで、まとめてみた次第です。

お手元の資料の35ページからまとめた内容を書いています。その前に若干うちのセンターを説明させて頂きますと、随分昔、16～17年前までは内原にあった内原国際農業研修センターというところで農業の集団コースをやっていたわけです。それが筑波の方に移りまして、筑波国際農業研修センターとなりました。平成6年まではほとんど直営の集団コースしかやっていなかったわけですが、その後農業の専門性のある研修センターということで、個別の研修も筑波でやれということになりました。したがって、平成6年以降はほとんどすべて、JICAの分類でいくと農業一般とか農業工学、その辺の研修は筑波でやるようになっております。その後平成8年度、一昨年5月に筑波国際農業研修センターと、同じ筑波にございました一般に筑波にあるいろいろな基礎的な研究所の研修を担当しておりました筑波インターナショナルセンターが一緒になりまして新しく筑波国際センターというものかでき、それに伴いまして、その前から実はやっていたのですけれども、東京の方でやっておりました農業関係の集団コースについても、かなりの部分筑波でやるようになっております。また農業だけでなく、後でまた統計などを見て頂きますけれども、林業についてもカウンターパートの個別研修はほとんど筑波センターでさせて頂いております。そういった意味で、農業あるいは農林関係の研修を主にうちの方で面倒見ているのかなという感じがしております。

では実際に担当者、あるいは受入先が見た農林水産業プロジェクトのカウンターパート研修ということで説明させて頂きたいと思います。

まず1番目に、受入れにあたっての問題点ということです。問題点ということを設定で皆さんに書いたのですが、担当者の方などから関係部局、具体的に言いますと農開部あるいは農林水産省の各部局、研究所ということだと思いますけれども、その協力もあり、おおむね計画どおり受入れを実行することができていますということで、御協力のおかげで大体問題なくいっていますということです。若干次の点について留意願いますということです。

1番初めが要請書の問題です。これはリーダーの方々からもいろいろあったのですが、先ほど研修事業部の方が2か月前ということですが、実は私もこれをいろいろ調べてみたのですが、農林水産省の場合はやはり3か月を原則ということのようになっておるようです。したがって、3か月前ということをやはり厳守して頂きたいということのようでした。ただ、文部省については一応JICAの研修事業部が話されたような2か月前ということです。ただ、リーダーの方から要望がございました1か月前以上には返事をよこせということになりますと、やはり早ければ早い方がいいのかなということだと思います。この研修開始の3か月前までに、また要望調査表についてもできる限り早く送付願いたいということですが、これはいろいろな分野、林業、栽培、農業工学といろいろ書いてあるのですが、やはり1番困るのは下の方に小

さい字で書いてある部分の4番目の話です。要望調査表だけで手続を進めたことがいろいろあるが、やはりキャンセルされてしまうのがいくつか出てくる。そうするとどうしようもなくなるといふことで、要望調査表を送ってあるのだから準備が進んでいるのだろうと思われる方がおりますけれども、うちの方では公式な手続は一切しておりませんので、要請書が着いた時点で正式な書類を関係各省に上げてやる。もちろん電話などで内々のお話をする場合もあるかもしれませんが、できません。これははっきりしておりますので、この点だけは十分御理解願いたいと思います。そのことについては、次の5番目の要望調査表だけでは手続は開始できないことを十分承知願いたいということかと思ひます。

続いて、要望書とは別に具体的に研修計画を立てるといふ面で重要になってくる研修要望調査表でございます。これについては、特に研修内容、研修先の情報が不正確で、また具体的に記されていないものが見られますといふことです。これをちょっと読んでみますと、ひとつは「打診中とあつても受人先が承知していない」、そういう例がありますといふことです。

やはり多かつたのが、情報が少ないといふことです。担当者は一生懸命やっております。

どうしても情報が少ない。もちろんプロジェクトの方の担当者でもないのによくわからないことがあるといふと、プロジェクトの四半期報告を取り寄せたりそのほかいろいろな資料を見て自分なりにプロジェクトを理解して、それから計画をつくるといふことがあるといふことのようにです。

それと研修時期と日程、これは水産関係と栽培の方から出てきたのですが、例えばお米の実習をやりたいといふことで秋口に研修員を派遣する。これは極端な例ですけれども、そういうことがあつて、特に生き物を扱う研修にあつては、要望する送り出しの時期を十分配慮して、それに間に合うような形で要請書なり要望調査表を送つてほしいといふことです。

その次はちょっと特異といふか、先ほど視察型研修の話が出ておつたのですが、正直申しまして農業土木の分野と林業分野が視察型の研修がカウンターパートの場合でも多い傾向にあります。農業土木の方からは、先ほど3週間といふこともございましたけれども、それとも関連して同一の受人先における2日以上研修は避けるようにしてほしいといふ要望が出されております。以上が受人れにあつた問題点です。

次は研修内容に対するコメントといふことで、第1番目、研修内容の適切でないものが散見されます。これはリーダー、あるいはプロジェクトの方の解釈、あるいは研修を受け入れる方の解釈といふことでいろいろな理解の仕方があつて、何が適切でないか、適切であるかといふことで議論があると思ひのですが、その次に書いてあるような内容で出ております。1番最後の方にある4番目ですが、この辺がちょっと担当者としてはよく理解できないといふことがございました。自国内といふのはプロジェクトを実施している国ですが、「自国内で実施可能な内容の研修をわざわざ長期に日本で実施している事例がある。本邦研修はプロジェクトで技術移

転が困難な課題に対処するための研修課題を設定すべきと考えます」ということで、何か基本的などこでもできそうなものをわざわざ日本に来て高いお金をかけて研修しているようなものがありましたということです。

次に研修内容ですが、研修の事前アレンジ。これは皆さんリーダーの方初め大変御苦労されているところだと思いますが、「技能研修及び研究型の研修では受入先の事前アレンジと研修内容の詰めが重要です。また、その内容を的確に要望調査表に記述し、送付願います」ということです。これは実際の御苦労をされていろいろ書いてこられておりますし、また私たち担当している部局、部署においても、なかなか長期の技能研修になりますと研修先のアレンジなどなりができない部分がございますので、今後ともひとつよろしくお願いいたしますということです。ただ、このページの1番下に書いてありますけれども、いろいろな事前アレンジをして頂いても最終的な研修の日程、内容は、一応農業ですと筑波なりそういうところの担当課で最終的に決めるもので、受入先とうちとはこれで決まっているのだということで、それで最終決定にはならないということだけは理解して頂きたいということでした。

次は研修員に対するコメントです。これもほとんど問題ないということで、「ほとんどの研修員は資質、態度とも良好で真剣に研修に取り組んでいるが、以下の点で問題点がある場合も見られました」ということです。そのなかでやはり一番大きいのは、事前のブリーフィングがまだ足りない例が随分多く見られるということです。その事前のブリーフィングに何を研修の担当者あるいは日本側が期待しているかということになるのですが、本邦研修の位置づけ、意義、これが基本にあるわけですが、その次にやはりプロジェクト・カウンターパートとして来るという研修員としての使命、役割。それに加えて私たちセンター、どこの受入機関もそうですが、受入回答に添付してJICA事務所に研修日程を送付しておると思います。その研修日程をもとに研修目的、その成果、その活用についても十分に事前にブリーフィングをお願いしたいということです。これは、必ず散見されるのですが、どんな目的で何をするのかわからないで来る研修員を実際私も見ております。そういう研修員を見てしまうと、研修の担当者もそこで力が抜けてしまいますので、必ず力を入れてお前は何しに行くのだ、こういう成果をあげてこいと十分に言ってから送り出して頂ければと思います。

この1番下の点ですが、社会的問題。これはブリーフィングだけではなかなかどうにもいかない部分はあるかと思いますが、やはり最近失踪の問題がございます。これはブリーフィングだけではなくて相手国政府も交えていろいろ勉強していかないといけない問題だと思いますけれども、どうしてもなかなか難しい問題ですけれどもブリーフィングの席で、こういうことをひとつ注意を喚起するようにお願いしたいと思います。

次に人選の問題です。人選の問題では、技術能力以外の事柄にも配慮して研修員を選定してくださいということでもございました。これはいろいろ議論を呼ぶ話かとも思うのですけれども、

やはり語学力の問題、特に英語ですね。先ほども研修事業部の方からありましたが、英語の問題でやはり担当者が一番苦勞しているということです。技術研修であるのにもかかわらず語学力不足のため研修監理員を全期間にわたり備上配置し、非常な研修経費を要した例があるということです。これは具体的にどういうことかと申しますと、英語のできる技術研修員ですと、ほとんど最初と最後だけ監理員をつければ、あとは研究所なりどこかセンターなりに行って研修して頂けるということです。英語の場合ですと日本の研究者でも大体どこでも書けば、話すのはあまりうまくなくても通じるのですが、そのほかの言葉の場合で長期の技術研修になったとき、フルに配置しなければいけない場合がある。これはどういうことかと言いますと、英語以外ですと1日に大体6万円以上の予算がかかるのです、監理員をつけますと。これは重要な研修員ですからといって2か月間も研修監理委員をフルに張りつけたら、これは相当なお金がかかるということです。プロ技の予算には研修員の予算が入っていませんので、リーダーの方もなかなか目には見えないと思いますけれども、実際には相当な経費がかかるということです。できれば英語の勉強をして、技術研修ですと英語がある程度できればそのなかで1対1でやって研修指導して頂ける場合が多いので、そういう場合どうにかやっていけるのではないかなということ。

もうひとつは、プロジェクトがどうしても長くなりますと、1回来た研修員が2回、3回と来るという事例が、これもやむを得ない場合もあるのかなと私は思うのですけれども、担当者としてはそれを見て、やはり迫力ですか、よしこいつを一生懸命研修して育ててあげようという意欲に欠けてきてしまう。要望としては、若手のカウンターパートをそういうものに、あるいは別な人選が考えられないかということをおっしゃっていました。

先ほど出た話と一緒にですが、人選のなかでも社会的問題ということで先ほどの失踪とか警察ざた、これは聞き流して頂いて構わないのですが、実は失踪に関して語学の問題が実はありまして、これも難しい話で、特殊言語でしょうがないから、じゃ日本語勉強させよう。そうするとやけに日本語が上手になると今度は失踪しやすくなる。これはこの場の席で忘れて頂いて結構でございますが、実際その傾向はどうもあるようです。

次に4番目の研修員の語学能力です。さっきから語学ばかり出ておりますけれども、研修員の語学能力に関する正確な情報が必要です。これも先ほど研修事業部からあった説明そのものです。「研修監理員の配置期間と言語の決定に必要である」、「要望調査表や要請書の記述と大幅に異なり効果的な研修ができなくなる場合がある」ということです。こういったいろいろな受け入れ側あるいは担当者としてのコメントがあるということでございます。

そのほか、プロジェクトチームに対する要望です。第1番目は、カウンターパートの集団コースへの参加ということです。これは、特に筑波の場合ですけれども、これを拒否するものではないです。各コースとも、数名の範囲であればカウンターパートとして集団コースなどに

構いません。

次の37ページに行きますが、筑波国際センターからのお願いということで、全分野というより私たちのセンターに限ることでありますが、お願いがございます。ひとつは研修実施報告書の活用ということで、これは行っているプロジェクト、行っていないプロジェクトがあると思いますが、当センターとしては各年度末に研修実施報告書というものをJICAの事務所を通じてプロジェクトに送らせて頂きます。是非それを活用して頂きたいということです。その中身は、研修基本情報、評価会の要旨、研修担当者の所見、研修日程表、研修受入先の報告書、研修員の作成した報告書、技術レポート、これは技術レポートを書いた場合ということですが、このようなものを一括送らせて頂いております。是非活用頂きたいと思っております。

次は、研修の受入先の情報の整備ということです。研修員受入先を積極的に開発したり、外部からの紹介に迅速に対応できるよう、研修事業部と共同して受入先情報のデータベース化を進めたい。前年度もこういう話をしたということを知ったので、若干進んでいないところもあるのですが、ことしも一生懸命頑張っってよりよいものをつくって、皆さんにお知らせできればと思っています。

続いて、カウンターパートの合同研修の実施です。類似の技術紹介型、視察型ということになりますが、研修が多い分野については研修の効率化を目的として、研修時期をそろえて合同でカウンターパート研修を実施したいと考えております。まだ今年度ですが、97年度では、農業の普及の分野と林業分野もやらせて頂いております。また、このような御要望があればそれを受けますし、またうちの方から似たようなものがあれば、それをまとめてプロジェクトの方に合同研修ということでお願いする場合もあるかと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

最後に、先ほど申しましたように、私たちは単に事務を転がしている以上に、プロジェクトに参加しているという生きがいで仕事をしております。そういった関係で、何でも構いませんので、質問あるいは紹介、おしかりごとでも構いません、ございましたら、ほとんどのプロジェクトも既にインターネットを導入されていると思っておりますけれども、Eメールなどで連絡して頂ければ対応できるのではないかと考えて、ここにEメールのアドレスを書いております。

最後になりますが、若干これは正式なデータではなく、JICAの基本的なデータベースから、農業の研修がどうなっているのかという私自身の勉強のつもりでとったデータをちょっと並べかえてみました。これは正式な数でないもので、大体こんなものだと理解して頂きたいと思っております。平成8年度の本邦に受け入れられた技術研修員が、本邦ということは第二国、第三国研修は除いてあります。平成8年度で7,533、そのうちの約15%が農業です。そのうちの42%が個別で、58%が集団です。集団コースは78コースでございますということです。個別研修員の内訳がここに書いてあるとおりでございます。

次のページが、では集団コースの内訳がどうなっているかということですが、先ほど説明させて頂きましたように、農業については全42の集団コースのうち21コースを私ども筑波国際センターで実施させて頂いております。そのうち13コースは、筑波国際センターの施設、圃場などを使ってみずから実施する、直営コースと呼んでおりますが直営コースを行っているということです。畜産と林業につきましては、畜産の場合は二本松の協力隊の訓練所が5コースありますが、大体ちょっとばらけたような形で実施されております。水産業については、御存じのように神奈川国際水産研修センターを中心としてやっております。神奈川の場合も直営コースという形です。

その次のページは、個別研修員をデータをいじくりまわして作りあげた表です。1番最初の表は部課別個別研修員受入数ということで、これを見れば大体プロ技のカウンターパートの人数がどうなっているのか、全体のうちに占める割合はどうなっているのかということがわかりになるかと思えます。

次の右の表ですが、個別研修の担当部署ということで、これも先ほどの集団と同様に、農業ですと、先ほどの集団以上、ほとんどの個別研修は筑波国際研修、私たちの方で担当させて頂いています。畜産の方はそれぞれその要望に応じた形で、各関係するセンターあるいは支部などが担当していることとなります。林業についても農業と同様、集団コースはほとんどやっておりません。1コース担当しているだけですが、個別についてはほぼすべて私たちの方の研修センターでやっております。水産については水産センターということです。

その下の研修タイプですが、これはJICAの場合、行政紹介、技術紹介、技能研修、研究、視察ということで、個別研修でカウンターパートだけでなくすべて含んでおります。

やはり技能研修が1番ですが、意外と先ほど言いました視察型の研修も多いということでございます。なかなか受入先の問題で、どうしても分野によっては視察型が多くなる。この辺私たちも受入先の開拓ということでやっていかなければいけないのですが、分野によってはどうしても視察型が多くなってしまふのかなという感じがしております。

1番下の表は研修期間です。研修期間は平均して2.4か月。我々いつも3か月弱だなということで平均を見ていたのですが、大体そのような数字になっております。それと、計の欄に、例えば農業ですと274、その次に(36)という数字が書いてございますが、これはカウンターパートでありながら集団コースに参加した人の数です。全体で個別研修員が487、そのうちの45名が集団コースに入っている。1割ぐらい集団コースの方に入って研修を受けているということかと思えます。

以上、研修を担当する側のお話ということで、また後で質疑などで逆にリーダーの方から研修員を送り出す側で質問、御意見がございましたらよろしく申し上げます。以上で終わらせて頂きます。

【司会】 ありがとうございます。

ここで、若干早目でございますけれども、お疲れのリーダーもおられると思いますのでコーヒープレイクにしたいと思います。ブレイク後の会議は3時50分から開始したいと思いますので、4、5分前には席にお戻り頂ければと思います。よろしくお願いします。

(午後3時25分 休憩)

.....
(午後3時50分 再開)

【司会】 それでは会議を続けてさせていただきます。

④ 専門家福利厚生について

【司会】 専門家の福利厚生ということで、身分処遇のところも含めまして、毎年皆さんの1番関心の深いテーマになっておりますけれども、派遣事業部技術者管理課の松野課長から御説明頂きたいと思います。

【松野派遣事業部技術者管理課長】 技術者管理課長の松野でございます。在外におかれまして、日々日本とは異なった厳しい環境のもとで御苦勞されているリーダーの方々に大変敬意の念を表したいと思います。

今回、福利厚生関係あるいは専門家の待遇などに関しまして、リーダーの方々から18の質問を頂きました。質問数としてはほかの課に比べて非常に多いということでございまして、私どもの課のやっている仕事について皆様方が大きな関心を寄せていらっしゃるということを痛感しておる次第でございます。ODAの予算が大変苦しい状況になっているなか、私どもの課といたしましても努力をしてくれているわけでございますが、質問に関してすべてお答えできるかどうかはわかりませんが、まず規定の改正などにつきまして御説明申し上げます。

本日お話することは4点ほどございますが、まず規定の改正でございます。御存じのように健康管理旅行という旅行は、特定不健康地に在勤の専門家に認められる休暇でございますが、これの旅費の基準地をその国ごとに一定の基準地にしてきた経緯があるわけでございますが、このたびそれを福利厚生の面からより改善していこうということでございまして、ことしの1月1日から変えてございます。なかには皆様方と関係のない国もあるかと思いますが、アジア地域ではカンボディア、ヴィエトナム、バングラデシュ、この3国が基準地をシンガポールから東京に移しております。それから、モンゴルがコペンハーゲンから東京に移しております。アフリカ地域でございますが、ガーナ及びギニアがマドリッドから東京へ移しております。タンザニアがローマから東京へ、中央アフリカがマルセイユから東京へというふうにアフリカ地

域はしております。中南米地域につきましては、ボリヴィアをブエノスアイレスから東京へ、大洋州につきましては、ソロモン諸島をシドニーから東京へ。基本的になるべく健康管理旅行の帰ってくる場所を東京に移そうと考えておるところでございます。なお、まだ正式に認められているわけではございませんが、来年度もこのような東京基準への変更を進めたいと思っております。結果的に外務省との調整などが入ってくるわけでございます。必ずしも何か国になるかわからない状況でございますが、おそらく40か国ないし45か国ぐらいの国が、健康管理旅行の基準地を東京にするというふうに変えていきたいと思っている次第でございます。なかなか苦しい予算的な状況のなかで、私どもとしましてもできるだけことはしているというふうには是非御理解頂きたいと思う次第でございます。

次にいくつか質問が寄せられておりますので、そのうち何点かについてお答えいたしたいと思うわけでございます。

まずひとつは、各種規制というのは言葉は何でございますが、専門家の方にはいろいろJICAが移動についてだとか休暇だとかそういうことについて規制をしているわけでございますが、その規制の緩和とかあるいは世界一律の規制の仕方ではなくて、国情ごとに柔軟に対応してほしいという質問があるわけでございます。このような取得時期とかもろもろのそういうものは、一般に外務公務員、あるいはJICAの職員でもあるわけございまして、無制限にすべてそういうことを撤廃することはなかなか難しいわけございまして、是非御理解頂きたいわけでございます。しかし、休暇一時帰国の取得時期だとか健康管理旅行だとか、それが6か月残していなくては取れないとか、そういうことがあるわけございまして、平成6年からこれらの取得時期をお子様の教育とか、あるいは春休み、夏休みとか、そういう休みにあわせるというようなやむを得ない事情がある場合には、ある程度弾力的に運用してございまして、是非派遣担当の方を通じて御相談頂きたいと考える次第でございます。

もう1点、事務所限りで可能な任国外旅行、すなわち7日以内の任国外旅行について、国によっては飛行機の便が週に2便しか外国に飛ばないとか、そういうような国があるということございまして、そのような国につきましては8日とか9日とか飛行機の便によってずれても、それぐらいの弾力的な運用をお願いしたいという質問が出てきておるわけでありまして、これもどういふ場合か今具体的にお答えできないのですが、必ずしも絶対7日でなければならないということではないと私は思っておりますので、臨機応変な対応が必要である場合には、それが14日になるとかそういうことではないわけでございますけれども、飛行機便などの都合であれば結果的に8日になろうと、そういうふう弾力的に運用していきたいと考えておる次第でございます。これも派遣の担当の方に御相談頂ければ、私どもとまた相談しましてお答えをさせて頂くと考えたいと思うわけでございます。

第2番目ですが、健康管理旅行関係の質問がいくつか出ておりました。例えばこの健康管理

旅行というのは、特定不健康地に認められているということで健康管理旅行の権利があるわけですが、この特定不健康地というものは国そのものが外務省の規定と準拠しているということで、外務省でそう認めているところをJICAで同じように認めているということでございまして、なかなか難しいわけでございます。しかし外務公務員とJICAの専門家は働く場所が違うことも事実でありまして、例えば在外公館などはその国の首都であるとか大都市であるとか、そういうところにあるわけですが、JICAの専門家の場合は地方に展開するというので、同じ国でも事情が違う場合が多いだろう。その国のなかでも非常に首都が条件がいい場合で、そういう特定不健康地に認められていないけれども、その首都を外れると非常に条件が悪い。そういう特性をもった国があるのではないかとという趣旨でございます。現在のところ外務省準拠となっております、すぐにどうこうということはお答えできないわけですが、私どもなりの努力でそういう国については認めていくように要請してまいりたいと考えておる次第でございます。

保養地の拡大という御要望が大洋州の方から出てきておりましたが、これも拡大に向けて努力していきたいと思っております。ただ、結果につきましては、今できるかどうかという約束は御勘弁願いたいと思っております。

それからその近辺の国、特にマレーシアなどにつきましては、昨年ヘイズの問題が大変騒がれまして、日本でも大きく報道されたことは皆様御存じだと思いますが、ヘイズのことで健康管理旅行の対象国としてほしいというような、これは今回のリーダーの方々ではありませんが、そんな要望が寄せられておりますが、先ほどと同じように健康管理旅行の対象国とするのはマレーシアの場合難しいのではないかと考えております。これにつきましては、毎年野焼をして煙が出てくるということは当方も存じているのですが、ことしもそういう煙が出ているということで、ただ雨期になれば鎮静化するものだということで若干最初のうちは様子を見ていたという嫌いがありまして、そのうちにいつもの年とは違うぞ、世界的な異常気象のなかでちっとも雨期にならないということで、慌てて遅まきながら11月に医療調査団を送ろうとしたわけですが、もう鎮静化してきているので今さらと言われまして、ことしの1月に巡回医療調査団をお送りいたしました。初動の動きが若干当方も認識が不足していたということは私どものせいであると思っております、大変申しわけなく思っております。このヘイズにつきましては、今後世界的な異常気象のなかで今後も起こる可能性がありますので、何かしないといけないとは考えております。ただし、健康管理旅行の対象国というのは少し難しいのではないかと考えまして、なかなか新しい予算が入らない状況でございますので非常に頭を痛めておりますが、例えば域内健康相談のための旅行などという枠組みができるのではないかと。そのようなシステムを考えて応えさせて頂きたいと思っております。なお、ヘイズ地域からこれから帰国される専門家に

おかれましては、呼吸器系の精密検診を御希望の方はそのようにいたしますので、お申し出頂ければと思っている次第でございます。

3番目でございますが、緊急移送及び医療体制についてという御質問が何点か寄せられております。最初に緊急移送の事例でございますが、既に派遣前研修などの機会あるいは専門家の手引きにも書いてありますが、JICAとしましてはOTASという緊急移送の会社があるのですが、ここと保険契約を結んでおります。世界104か国について結んでおりまして、これらの国に在住の専門家の方々の緊急時の移送体制をもっているということでございます。OTASを使おうとしたら非常に面倒くさそうでなかなか使いづらかったというお声がありまして、JICAとしましてはJICAが直接緊急移送の契約をしておりますのはこのOTAS社でございますが、そのほかにAEAという会社、これは特にアジアで割と強い移送網といえますか力をもっている会社と聞いております。それからGESAという、これは全世界にネット網をもっている会社ですが、これらのサービスを受けられるように、海外共済会を通じて住友海上の旅行傷害保険を通じて、これらのGESA及びAEAのサービスを受けられるようになっております。場合、場合でございますが、例えばOTASに連絡したけれども非常に動きが遅いとか、そういう場合があったら、このGESAないしAEAに乗りかえて、とにかく場合によっては一刻を争うようなことがありますので、切りかえて対応して頂けたらと思う次第でございます。なおこのAEAにつきましては、現在住友海上が営業をしている日、つまりウイークデーですが、この日につきましては即座にメディカル・コンタクト、緊急の対応ができるようになっていたわけですが、住友海上が休日の日につきましては、直接JICAが契約しているということではないということで、場合によっては若干連絡がつきにくい状況がありますが、これはAEA及び住友と3者で今協議中でございますが、おそらく1か月以内に専門家の手引きにお書きしておりますが、JICAの番号を言えば即座にメディカル・コンタクトが取れるという調整を終了する予定でございます。そういうことで、第1弾としてOTASでございますが、まだGESA及び、AEAと2弾、3弾とそのように緊急移送の体制を整備してきているということでございます。

なおその緊急移送の事例があるのか。そんなものはあまり使ったことがないし、使おうと思ったらあれだということでございますが、例えば昨年と言えばセネガルからパリまで、専門家の御婦人でございますが、チャーター機を飛ばしたり、この方は脳性マラリアでございました。それからネパールから東京までGESAを使っております。それから、大変御不幸にも飛行機に乗せる前にお亡くなりになってしまいました。中国でもチャーター機をスタンバイさせているとか、そういうチャーター機を借り受けるのは非常に費用もかかるわけですが、私どももそういう場合には派遣担当部課を含めて、私どもも含めて土日も待機して連絡を取りあっておりますので、是非その辺を御理解頂ければと思う次第でございます。

2番目に医療に対する対応でございますが、御存じのように専門家の方々が海外で治療をした場合は、立替払いをすることになっております。これは協力隊などと異なっておりますのは、ボランティアである協力隊とプロフェッショナルな立場である専門家とはおのずとして立場が異なるということで御理解頂きたいと思っております。また携行医薬品も当初お配りして、それがなくなつた場合に補充をしてほしいという御要望もありますが、そこは今と同じような趣旨で御自身で薬をお求めになって頂きたいと思うわけでございます。なお専門家が治療を受けた場合には、海外で一時立替払いをして、後に海外共済会からその分をお支払いするシステムが原則で、基本的にはこれでやって頂きたいと思うわけでございますけれども、最近の例では例えば非常に急病でしかも重篤で、治療費だけで500万とか1,000万だという例が場合によってはあるわけでございます。このような場合には、適宜個人に1,000万とか800万を立てかえて頂くなんということにはさせるわけにはいきませんので、共済会の方から直接支払う。このようなことも適宜対応しております。そんなことで、よろしく願いいたします。

御質問などにつきましては大体以上のことで、また各個別の会議のなかで私どもの考えを派遣担当の方には渡しておりますので、またお聞きになって頂ければと思う次第でございます。

最後になりましたが、本来最初に話すべきことでございますが、専門家の在勤手当などの見直しということの説明をさせていただきます。この60歳以上の専門家の在勤手当の見直しでございますが、このことはもう何年来言われてきているということでありまして、具体的な作業は昨年の6月ごろから検討をしてきております。なかなか御高齢で大きく言えば我が国の技術協力の非常に貢献されてきた実績のある方々について、手当を改定と申しまして減額するわけでございますが、大変心苦しくて辛い仕事でございますが、既にJICAのなかでも3度の全体部長会、その前のこのための人材養成確保委員会、これも3度開いて、JICAの総意として検討させて頂いてきております。総裁にももちろん適宜報告して、理事会の決定をしまして、外務省との調整を終えまして、先週関係各省庁に外務省の技協課長から説明をいたしております。私どもこれをいたしますのに最も気になってしかも大事な点は、御高齢になられたということで、それを理由にして手当を下げるということでございますが、その辺は日本の賃金実態あるいは消費動向などはつぶさに調べたつもりでございますが、その実態よりも在外で暮らすということを考えまして、ある程度余裕をもたせた形で設定させて頂いております。具体的な説明でございますが、60歳から64歳の方はシニアAと言わせて頂きますが、現行特2号が一般専門家の場合最高額でございます。それが各国平均で62万7,662円でございますが、それを85%とさせて頂きまして、53万3,513円。それから65歳以上、シニアBの方には、現行特2号の70%として各国平均で43万9,363円、このようにさせて頂きたいと存じます。

国内給付につきましても、国内給付は言ってみれば国内給、給与的な色彩の非常に強いものだと認識しておりますので、この部分は日本の賃金動向を私どもそれなりに十分に調べたつも

りでございますが、賃金動向を反映しまして、実際は賃金はもう少し落ちているのですけれども、シニアAの方々には所得先補填額を現行の80万円から80%の64万円、それから国内俸、これは所属先のない専門家には国内俸としてお支払いしておりますが、これも59万6,000円を80%の47万6,800円とさせて頂くということでございます。また65歳以上、シニアBの方でございますが、これをそれぞれ70%の56万及び41万7,200円としたいと考えております。

このようにするといっても突然こういうことをするというわけにまいりませんで、配慮的な措置も導入しております、60歳以上でもプロジェクト・リーダーの専門家につきましてはリーダーとしてのいろいろな管理的な職務があるわけでございますので、現行リーダーは特技D級手当を支給させて頂いていますが、このD級を調整しましてC級レベルまで。大体现行の特2号のレベルまでは保障したいと考えております。国によってはC級のレベルまで保障しても、在勤俸がうんと高い国になりますとそこまで届かない場合があるわけでございますが、この辺は御理解を頂きたいと思うわけでございます。

それから、派遣中に60歳になった場合でございますが、これは60歳になったその誕生日ということではなくて、その誕生日の属する年度の年度末、3月31日ですが、それまでは旧来の手当で行きたいと考えております。

今派遣されている専門家あるいは既に派遣の決まっている専門家に対する配慮も必要でございますので、本規定は本年の4月1日に施行しまして、来年の4月1日から適用いたします。JICAの書き方で施行と適用というのですが、役所流に言えば公示と施行と、そのようなものではほぼ同義だと思うわけでございます。まず現在派遣されている専門家でございますが、任期の終了期間が本年の4月1日から来年の3月31日、つまり来年度ですが、来年度中に終了いたしまして、そしてその場合任期を延長される場合1年の延長であれば旧来の手当でさせて頂くと考えております。それからことしの4月1日から来年の3月31日、すなわち来年度の会計年度に新規に出発される方は、その派遣期間、当初の派遣期間の間は旧来の手当のままというふうにさせて頂きたいと思っております。これが手当の改定の概要でございますが、次のページを見て頂きたいと思っております。

上が改定前の現行の姿でございますが、これを改定いたしまして下のような姿にしたいと思っております。現行やはりODAといえども社会通念に即したものにしていける必要があつてこのようにしたわけでございますが、ちなみにこれは60歳以上になりますと人によっては年金が出るわけでございます。年金はあくまでも個人の話でありますし、これまでかけてきた年金の反対給付だという考えもあるわけでございますが、一方若い世代が御高齢の世代を支える互助的な考えも一方あるわけでございます。また例えば厚生年金などでは一部は公的資金も入っているというような性格のものでございますが、今回の改定にはこの表には年金を入れておりません。年金が出るからといって下げるといってわけではなくて、あくまでも賃金の水準、特に

在勤法につきましては支出の水準の推移、それから国内給付につきましては日本のなかの賃金の推移、この2つを軸にしてこのようにさせて頂いておるところでございます。

こういう仕事は非常に辛い仕事でございます、技術者管理課のみならずJICAの総意としてやっておることでございますので、是非御理解を頂きたいと思う次第でございます。私の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【司会】 ありがとうございます。

⑤ 開発調査、開発協力について

【司会】 先に説明の方を進めたいと思います。次に開発調査、開発協力についてということで、農林水産開発調査部の鶴見部長にお願いしたいと思います。

【鶴見農林水産開発調査部長】 農林水産開発調査部の鶴見でございます。常日ごろからリーダーの方々にはいろいろお世話になっておりまして、大変ありがとうございます。私ども農林水産開発調査部では、開発調査と開発協力事業というものを担当しております。ちなみに資料として全体会議資料Iの20ページをお開き頂きたいと思います。そこに、特に今年度の開発調査の概要などいろいろ触れておるわけでございますが、まず開発調査でございます。ほとんどの皆さんは御存じだと思いますが、若干御説明させていただきますと、途上国が開発計画をつくる、すべての基本となるものでございますが、マスタープランなり、更にもっと細かい実施可能かどうかをやる調査、可能性調査(フィージビリティ・スタディ)そういうふうな計画づくりをやるというものでございます。我々としましては、相手国からの要請を踏まえて開発計画をつくり、かつ我々とすれば計画をつくって相手側に提出する。それがひとつの大きな柱でございますけれども、併せまして開発の手法を技術移転するのが我々の仕事でございます。

具体的には開発計画の中身でございますが、20ページの最初に(5)開発調査事業とございます。ここに今年度の件数がございまして、農林水産関係で全部で66件というものがございます。

次に、そのなかで最近どういう傾向があるかということで中段以降にございます。農業分野では灌漑排水の開発など伝統的なものが多いのですが、最近では維持管理とか施設の改修、そういうものが増えてきております。それから流通とか組合、農協ですけれども、例えば最近、市場化支援ということで、モンゴルとかブルガリアとかそういうところでの市場化への支援、いわゆるソフト案件が非常に増えてきているということで、中身は変わってきております。林業でも資源調査など伝統的なものがありますが、社会林業ということで住民参加型の、けさもお話があったと思いますけれども、住民が一体となって計画づくりをするという意味での住民参加型の計画が増えてきております。水産におきましても資源調査が多かったわけですが、最近は漁村振興、地域開発という意味で、漁港整備というものだけでなく、全体の面的な整備というものが増えてきております。また、農林水全体の話ではございますが、環

境に関連するものも非常に増えてございます。それはDACの新開発戦略にも当然あるわけ
でございますが、そのなかで例えば砂漠化防止ということで特にアフリカの話とか、塩害の話、そ
れから土壌浸食、これは中国とかいろいろございます。そういうふうに、環境保全をメインに
置いた調査が非常に増えてきているということが言えると思います。

実際我々が調査をしますのは、まず手順としましては我々JICAが農林水産省、あるいは
関係の役所の方々と一緒に行きまして、全体のスコープ・オブ・ワークスということで枠組み
を決めまして、本格調査の方は民間のコンサルタントの方に契約をしましてとにかくやるとい
うことでございます。民間のコンサルあるいは我々が事前調査に行くときもそうですが、現地
の事情につきまして、実際にプロジェクトを先行してやっておられる場合などにつきましては、
いろいろ情報を御提供してもらっているという例が多々あると思います。そういうことであり
まして、この場を借りまして御礼申し上げますとともに、今後ともプロジェクト方式技術協力
とほかの連携、特に我々からすれば開発調査、開発協力事業も含めまして連携という意味で今
後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

大体2年ぐらいで開発計画の報告書はできるのですが、それはそれぞれJICAの在外事務
所の方に送付しておりますので、是非それを御利用頂ければと思っております。というのは、実
際に計画を立てるにあたりましては、相当基礎的なデータも集めております。データを集めて
分析しておりますので、リーダーの方々もプロジェクトを運営管理されるにあたりまして、そ
のデータは相当有益なものがあるのではないかとこのようにも思っております。また、プロ技
と開発調査の連携といいますか関係といいますか、要するに開発調査が一般的には先に入りま
して、その後有償、円借の有償資金協力あるいは無償資金協力で結びつくこともありますし、そ
れからプロ技に結びつくことも多々あるということございまして、そういう意味でも表裏一
体という関係があると思います。

ちなみにプロ技に結びついた例として、スリ・ランカですけれども、ガンバハ県の農業総合
開発計画というものが我が方の開発調査でありまして、プロジェクトとしてはそのガンバハの
農業普及開発プロジェクトが計画から結びついたということでございます。そのほかとしまし
ては、ガーナで今やっておられます灌漑小規模農業振興プロジェクトも、これも我が方の既存
灌漑施設改修計画というなかから出てきたということでございます。実際、それと連携という
意味でまさに今やっけて頂いているものを御紹介しますと、我が方ではタンザニアのロアモシ農
業開発計画、一方でプロ技としましてはキリマンジャロの農業技術者訓練計画が一体となって
行われているということでもあります。またネパールでも、村落振興森林保全開発プロジェクト
と我が方の西部山間地総合管理計画、あるいはラオスでは森林保全・復旧プロジェクトと我が
方のパンビエン流域管理計画というものが一緒になりましてやっけています。我が方からすれば
いろいろ御支援頂いているわけございまして、そういう意味でも今後とも連携を深めていき

いところでございます。

その次が、我が方のもうひとつの柱であります開発協力事業でございます。それは次の21ページにちょっと触れてございます。これも今年度の計画でございますが、開発協力事業、いわゆる3号の投融資は、我が国の民間企業が海外で投資を行う場合に低利で支援するものでございます。実際に我々の部でやっておりますのは特に栽培関係でございまして、特に試験性の高いもの、リスクの大きいものにつきますと、金額によって差がありますけれども、0.75という低利で、今日本の金利が安いのであまり低利という感じがしないのですけれども、通常であれば非常に低利で貸しているということでございます。実際我が方の強みといいますのは、お金を貸しまして、かつ技術協力も行う。専門家の派遣、受入れも行うということでございまして、それが例えばOECDとかほかの金融機関とは全然違うということでございます。

それと開発協力のなかには、実際にお金を貸すわけでございますけれども、併せまして民間企業に実証的に、こういうふうなことで技術開発を進めれば投資にも結びつくし、開発にもなるのだということで、実証調査というものをやっております。今回もマレーシアの複層林の調査とインドネシアのマングローブの調査をやっております。それぞれ坂本リーダーと井田リーダーには今回御出席頂いておりますが、そういう意味で開発協力はプロ技と似たようなことをやっているというわけでございます。

併せまして、開発協力でもプロ技と連携といいますか一体となってやっているというひとつの典型的な例が、ブラジルのセラード開発でございます。御存じのようにブラジルのセラード開発は今3期目ということで、日本とブラジルのナショナル・プロジェクトということで始まっております。そのなかで、3号の投融資では今3期目で総額71億円、72億円という枠で今貸しつけつつありますが、それと連携を取りましてセラード農業環境保全研究プロジェクトもナショナル・プロジェクトと一体のひとつの大きな柱として一緒に進めて頂いておるということでございます。

21ページに戻りますけれども、現在9年度におきましては、そういう開発協力のための調査を10か国で全部で20件行う予定でございます。若干年度末を控えてちょっと残っておりますが、20件行うということでございます。

それぞれの事業につきますと10年度の若干の話をさせていただきますが、全体資料Iの37ページをごらん頂きたいと思っております。そこに平成10年度の農林水産業協力関係予算の概要という一覧表がございます。1番上のプロ技につきますと、午前中に戸水部長の方からお話があったとおりでございまして、我が方の担当しております開発調査及び開発協力費は(2)(3)というところでございます。

来年度の特徴でございますが、実はこの表だけ見ますと(2)の開発調査費のところの数字を見ていきますと、昨年度が266億6,000万、今年が政府原案が259億ということで-3%になっ

ております。この金額は農調部と社調部の合計でございます。うち農林水産のシェアということで、金額ということで書いてありまして、農林水産は54億1,000万ということで大きくマイナスになっておりますが、実は(注)のところに書いておりますように、今年度の予算の査定といえますか予算の仕組みのなかで午前中からいろいろお話があったと思いますけれども、若干ODA全体としての組みかえといえますが、その考え方が新しい基軸として、技術協力と有償資金協力の連携ということがこのひとつの形として表れているわけでございます。その(注)のところに実施設計調査ということが書いてあります。実はこの実施設計調査というものはOECDが円借をやる前の事前の調査でございまして、実際今までOECDがやっていたところを、その一部につきましてJICAの方で行うということで、これまでも開発調査と円借款は非常に結びつきといえますか連携を取ってきたわけですけれども、更にOECDのやっていた調査をJICAが行うことによって、一層結びつきを強めたいということで、その分が増えております。ただし、きょうの段階では実施設計調査、DDの分で増えた分につきまして、社会開発調査部の分と農林水産開発調査部の分をまだはっきり仕分けしておりませんので、とりあえずその部分は除いたという格好で大きくマイナスになっております。

ただ、それはそれとしまして、そのほかの従来からやっている調査につきましては、やはりそれなりにマイナス、件数減という査定でございまして、そういうことで、我々としては開発調査の案件の選定にあたりましては、従来もそうですけれども、更に中身がよくて事業化に結びつくということを十分に考えながら実施していきたい。実質的にはもちろん外務省の方から指示があるわけでございますが、外務省と相談するときにそういうことをこちらとしても意見として出していきたいと思っております。

その右の方の備考のところに在外ミニ開発調査というものが書いてございまして、これは新規で新しい制度として、予算の柱として項目としてできたわけでございますが、これはあまり大規模なものでなくて、データの整理とか基礎的なことにつきましてローカルコンサルを使ってやった方が効率的なものはこういう新しい制度でやろうということで、制度として柱が立ったわけでございます。それが開発調査でございます。

開発協力につきましては、その次の(3)のところでございますが、開発協力の方は9年度で10億5,700万が、10年度では8億1,900万ということで、かなりこれは減額になってきております。これは我々いろいろ努力はしておるところでございますが、民間の方での景気がもうひとつというようなこともありまして、投資がやや落ちているということもあってこうなっているわけですけれども、我々としてはひとつの大きな柱でございますので、民間の投融資事業を更に進めていきたいと思っております。また、ここで私の方からお願いしたいわけでございますが、現地で例えば民間企業がやった方がいいますか、民間企業にそういうふうな動きがあるとか、あるいは現地の方が民間企業の投資を望んでいるとか、そういう動きをもし聞かれる

ようでしたら、何かの折につきましてそういう動きがあるということをお教え頂ければ、我方としても大変ありがたいと思っているわけでございます。それが開発調査、開発協力の話でございます。

私の最後の話になりますが、最後の方に関連事業部資料Ⅱというものがございまして、そこを見て頂きたいと思っております。関連事業部資料Ⅱのところには農調部の資料がございまして、最初のところは既に私が今お話ししたところとダブりますので省略しますが、いろいろな数字などが出ておりますので後でござらん頂ければと思っております。

そのなかの4ページから今やっております開発調査のリストが出ております。今年度、農業案件が43件、林業が13件、水産が7件ということでございまして。それぞれいろいろ情報交換なり、あるいは必要に応じて御支援頂くということで、よろしくお願いいたしたいと思っております。

8ページが投融資で、今どういう案件をやっているかという例でございまして。

9ページですが、ここを御説明させて頂きたいと思っております。農村生活改善のためのWIDの検討事業及び基礎調査ということでございまして。女性の役割といいますか、女性の目からの計画ということは、最近非常に言われているわけでございます。ただ、JICAのなかで明示的にWIDにつきましていろいろ検討、調査をやっているのはうちの部だけでございまして。全体として企画部の環境・女性課に取りまとめをやって頂いておりますが、そのひとつの具体的な活動としてうちの部がやっておるわけでございます。それを若干御紹介させて頂きまして、1991年からいろいろ農村生活改善のための女性の技術向上検討事業に始まりまして、96年には女性に配慮した組織化支援事業。ことしは普及活動における女性の役割、あるいは女性の力を発揮させるためにはどういう計画づくりをしたらいいのかということをやっております。実際にこれは開発調査だけでなく、プロ技を進めるにあたりましてこういう観点からやって頂きたいというか、やる必要があるのではないかとということで、実際にはうちの部がやっておりますけれども、農林3部合同といいますか、共同でやっておるところでございまして。これにつきましてもそれぞれ報告書がございまして、いろいろ参考にして頂ければと思っております。

また、このWIDの検討事業を行うにあたりまして、いろいろな基礎調査をやってきております。その基礎調査の例につきましては、9ページの下の方に書いてございまして。今年度の事業につきましては、昨年の12月にタンザニアの方に基礎調査に行ってまいりまして、先ほどちょっと連携のところでお名前を出させて頂きましたけれども、キリマンジャロの農業技術者訓練センターと社会林業プロジェクトのそれぞれのプロジェクトの方々には大変お世話になりました。事例として女性の活動状況、それと、それを踏まえた計画づくり、プロ技も含めた開発調査、プロ技も含めた計画づくりにはどうしたらいいかということをおまとめおるわけござ

いまして、今年度の報告集につきましても今取りまとめ中でございます。

1番最後の10ページには、企画部の環境・女性課がまとめましたJICAでのWIDの分野での技術協力実績がいろいろ出ております。これを見ますと、ある意味では1番右の方に実績ベースでは10%弱ということでもまだまだということかもしれませんが、だんだんその比率は上がってきているということは言えるかと思えます。

以上雑駁でございましたけれども、農調部の関連の仕事を御紹介させて頂くとともに、日ごろお世話になっておりますリーダーの方々はこの場を借りまして感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

【司会】 ありがとうございました。

7. 午後の部に対する質疑応答

【司会】 それではここで約30分間ほど質疑応答の時間を取りたいと思います。できるだけ本日の午後のテーマ、プロジェクトの経理、機材調達、カウンターパート研修、専門家福利厚生、開発調査・開発協力ということに限って御質問頂ければと思います。それ以外のプロジェクト運営上の問題につきましては、これも予定されております個別協議、ないし全体にかかわる部分であれば、皆様の御都合のつく範囲内で私どもの方、例えば農開部の計画課であるとか林開部の計画課の方にお申し出頂ければ、そこで相談させて頂きたいと思います。おそれ入りますけれども、国名とプロジェクト名とお名前を言って頂いた後で御質問頂ければと思います。よろしくをお願いします。

【川村リーダー(チリ)】 チリの貝類増養殖開発の川村ですけれども、カウンターパートの研修の問題について御質問を2点ほどしたいのです。1点は、この資料の26ページのカウンターパートの研修における業務の流れの図のなかで、プロジェクトが直接受入先と事前にアテンドするということが全くないのです。ただ、先ほどの御説明では事前のアテンドが非常に重要だということで、そういう面がほとんど現地プロジェクトの方に委ねられているというような印象を受けたのですが、実際にプロジェクトの方でそういう受入先を探す場合に、専門家の人脈の範囲内だけでしか探せないのが、十分に必要なカウンターパートの分野について把握できない場合があるのですけれども、そういう場合どういうルートを通じて事前にアテンドすることについてJICAの組織のなかで相談すればいいのか、それが第1点です。

第2点ですが、英語の力をカウンターパートにつけるとい話がありましたけれども、私どものプロジェクトでは実際の受入先が水産試験場ですとか栽培センターだとか、英語で話されたら今度は日本の受入側が困るところが多いのです。そういう点で、3か月だとか4～5か月ぐらいの研修の場合に、研修生が日本語を覚える努力をしている間に研修期間が過ぎてしまうというケースが多くなると思うのですが、そういう場合にそれぞれの研修先の事情なり

研修生の状況からいって、先ほどお金が非常にかかるという話もありましたけれども、通訳の配置についてある程度流動的に対応してもらえる可能性はあるのかなのか、この2点について御質問したいと思います。

【三好研修事業部管理課職員】 まず、人脈がない場合カウンターパートの受入先をどう探せばいいかということですが、多分今の現状では専門家の方の人脈のある受入先なんかの連絡ももち出しでプロジェクトの方をお願いしていて、内々決めてから要請書に書いて頂いていると思うのですが、必ずしも例えば内諾を得ていない場合でも、具体的にこういうことが研究したいとか、こういう技術を勉強したいという内容を書いてこちらで把握できるようなものであれば、それに見合った受入先をこちらで適宜探してお知らせすることになると思います。ただ、例えば専門家の方の出ている機関ですとか、だれだれ先生のところでないと困るとい場合は、やはりその旨を書いて頂くしかないのです、その場合に限っては専門家の方に限りませんが、あらかじめ本部を通じてコンタクト頂くことになります。それ以外の場合は、内容に応じてこちらで受入先を探すことになると思います。第1番目はこの答えでよろしいですか。

【川村リーダー(チリ)】 わかりました。

【三好研修事業部管理課職員】 2番目の英語力ですけれども、集団コースの場合であれば英語ができる人というふうに条件をつけていますので、それは英語ができない方が応募されると落ちてしまうのですが、カウンターパートの場合は、これはどうしても技術移転にその方の研修が必要であり、かつ英語はできないけれども絶対必要だという理由があれば、こちらで研修監理員とか通訳を手配する用意はあります。ただ、先ほど次長からもお話し申し上げたように長期にわたる研修の場合に、ひとりのカウンターパートにひとりの研修監理員をずっと張りつけるということは金額的にもできないので、適宜臨機応変でできる範囲で、要所要所でスポット的に研修監理員を配置するなどの配慮はできますので、その旨を要望調査表に書いて頂ければと思います。よろしいでしょうか。

【川村リーダー(チリ)】 ありがとうございます。

【永井筑波国際センター次長】 補足させていただきますが、個別研修の場合で言葉の問題があるとき、今言ったように予算の関係もあってどうしてもべた張りならば、ある程度視察型とか技術紹介型にならざるを得ないのかという感じがします。そうでなくてちゃんとした技術研修を受けたということであれば、ひとつの手は例えば大阪センターの方をお願いして日本語の研修をかなりみっちりやる。その後研修先に入るという手もあるのかなと思っております。

【司会】 次の質問をお受けしたいと思います。

【阿久津リーダー(パラグアイ)】 パラグアイ東部造林普及計画の阿久津でございます。先ほど鶴見部長さんの方から説明があったのですけれども、開発調査のなかに実施設計調査が入るといような話ですけれども、これはOECFの融資を受けることを前提にしてそういうふうな調

査をJICAの開発調査ということで実施するということですか。

それと、もしそのような場合、相手国から要請の出し方ですけれども、これは今までやっていたような開発調査の要請の出し方というようなことで対処するかどうか、その辺を説明頂きたいと思います。

【鶴見農林水産開発調査部長】 おっしゃるとおりで、DDですのでOECDの案件に結びつくであろうということで、どういうふうなものをやるかにつきましてはOECDと十分事前に打ち合せてやるということでございますので、我々とすればこれをやったものについては100%円借に結びつけるようなつもりでやります。

もうひとつ、やり方といいますか要請ベース云々ということですが、こちら辺はまだ具体的な手順といいますか、それはまだ外務省さんなりOECDなりと詳しくは詰めておりませんが、ただ関調の基本であります要請というのは、それはそういう方向でやるつもりでございます。

【阿久津リーダー(パラグアイ)】 そうすると、これは平成10年度から実施になるということでしょうか。

【鶴見農林水産開発調査部長】 そうです。平成10年度、来年度の予算からやります。

【司会】 よろしいですか。では次の方どうぞ。

【橋本リーダー(パラグアイ)】 パラグアイの大豆生産の橋本と申します。先ほどの研修の話ですが、正直申しまして英語を話すのはあまり得意でないというのが大体ラテンアメリカでは共通しているのではないかと思います、なかなかそれをベースにすると探しにくい。ただ背景としてかなり似ているところ、例えばブラジルあたりに研修に出すということになるとかなり出しやすいというか、言葉がストレートにわからなくてもかなりすぐわかるようになる。それから背景的にも、例えば大豆なんかで言いますとかなり参考になることが多いし、むしろ日本に連れてくるよりも非常に勉強になる場合が多い。それから、実施協議のときにも向こう側からちょっと話題が出たわけですが、実際にそういう第三国というのが正確な言い方かどうか私はわからないのですが、そういう近隣のなかでやることの方にむしろ意義がある場合があるだろう。そういうことですが、この辺について第三国研修そのほか、あるいはそういう可能性についてどういう手続、あるいはどういうことをやればそういうことの可能性にアプローチできるのかということをお説明頂ければと思います。

【三好研修事業部管理課職員】 今御指摘があったように、物とか言語によりましては第三国研修とか第二国研修の方が日本に来て頂くよりも十分効果がある場合は、特に農業分野に限らず多いことは私も自覚しております、なるべく今日本でやっている500いくつの研修のなかから、第三国研修でやった方が望ましいものについては、時間をかけて第三国研修に移行しようということになっていきますので、すぐにではないけれども、そういったニーズには応える体

制にはなると思います。

もうひとつ今おっしゃった、では、具体的にカウンターパートで出そうとしていた人に英語力があまりないから日本での研修効果に疑問がある、については第三国研修に参加したいといった場合の手続ですけれども、私、現在その知識を申しわけないのですけれどももちあわせていないので、これは預からせて頂いて、リーダー会議期間中にお答えを差し上げたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。申しわけありません。

【永井筑波国際センター次長】 第三国で個別研修でいろいろ近隣国に行っている例はたくさんございますので、これは難しい話ではない。ただ、受け入れてくれるところを自分で見つけなければいけないという、そこはあると思います。

【司会】 次の御質問をお願いします。どうぞ。

【川村リーダー(チリ)】 安全対策についてひとつ質問したいのですけれども、実は私どものプロジェクトの専門家の奥さんが白昼自動車を強盗されたという事件があったのですけれども、その盗まれた車が後から一応相当痛んでいたのですが出てきたので、それを保険で直したり修繕をして取り戻すというようなことを、専門家と奥さんはスペイン語が非常によくできるので自力でやることはやったのですが、非常に苦労が多かった。そういうことで、そういう問題が起きたときにJICAとして顧問弁護士といますか、そういう現地の弁護士を雇ってやれる制度のようなものがあれば、そういう災難を受けた専門家の方が助かるのではないかと思うのですけれども、こういう制度は今のところどうなんでしょうか。

【司会】 松野課長、よろしいでしょうか。外国での弁護士費用、直接安全管理という事例でしたけれども、一般的にほかのケースでも考えられると思います。在外事務所でそういった顧問弁護士を雇ってはどうかという御提案です。

【松野派遣事業部技術者管理課長】 おっしゃられる趣旨は理解いたしました。今即答することは難しいと思いますが、関係各部と少し相談する必要があると思います。ただ、今交通事故で訴訟になっているようなケースが、このリーダーの方々ではないとは思いますが、あるということも聞いておりますので、関係各部、法務室などと少し相談して、必要があれば、少し検討してみたいと思います。

【司会】 次の方、どうぞ。

【三島リーダー(ケニア)】 ケニア社会林業の三島でございます。先ほどの永井次長のお話で、ちょっと私の理解が不十分なこともあるのですが、第三国個別研修というものがあって、それは受入地を自分で見つければそういうものは可能だと。これは例えば私のカウンターパートが隣の国の大学なり研究機関があって、自分が勉強したいテーマがそこにある場合に、制度的にそれをサポートする仕組みとしてはある、そういう理解でよろしいですか。もうちょっと具体的に言いますと、ケニアの私のカウンターパートが南アフリカ連邦のある大学へ行きたい。そ

これはこちらのもうちょっと能力アップをさせたいという趣旨にあう、そういう場合は可能だという理解でよろしいですか。

【高橋林業水産開発協力部計画課長】 外野の方からお答えさせていただきますと、第三国個別研修も一応受入機関調査というものをやっております、それでJICAの方の研修事業部にレジスターされた機関を一応実施機関とするという枠組みをつくって今実施されております、それほど適宜勝手自由にと言いますか、あまりフリーにできるような形にはまだなっていないです。ただ、重要性については特に南南協力のなかで認識されてきておまして、その辺の制度をもっともっと拡大していこうという基調にはあるのですけれども、今のところ世界で年間40名ぐらいということで、第三国の集団研修に比べると規模的にはかなり限られたものになっております。出す方もJICAのプロジェクトのカウンターパート、受け入れる国の方も一応その実施機関はJICAと何らかの関係をもっているということで、かなり日本の協力の枠に近いといえますか、血の濃いところ同士でかなり限定的にやっているのが実態です。

【司会】 よろしいでしょうか。次の御質問をお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。どうぞ。

【辻本リーダー(ガーナ)】 ガーナの農業プロジェクトの辻本です。福利厚生の中で海外子女教育の項目がなかったのですけれども、質問していいのでしょうか。私ではないのですけれども、専門家が2名おまして、小学校、中学校、高校と子供を連れて行っているのですけれども、実態とあわない。子女教育で、日本人学校はないのですけれども、インターナショナル・スクールとかアメリカン・スクールへ行きますと、年間1万ドルぐらいかかる。インターナショナルは8,000ドルか9,000ドル、アメリカン・スクールは1万ドルぐらいで、JICAからもらえるのは月400円だったと思いますけれども、実態とあわない。専門家がそれだけお金を出しているということですので、その辺の見直しはどうでしょうか。

【松野派遣事業部技術者管理課長】 子女教育手当の支給は外務省準拠ということで6歳から18歳ということになっておまして、18歳になりましてもその学校の年度末までは18歳になっても支給するというごことばでございまして、国によっては5歳から義務教育という国があるかと思いますが、ここは外務公務員との並びで6歳からとさせていただきます。ただし、入学金を5歳児に払わなくてはいけないという場合は、6歳以下に適應されないわけですから、非常にそこで私費が出てしまうということで、私どもも考えましたが、入学金というのはその学校にいる間ずっと有効なものであろうということですので、5歳のときの授業料についてはこれは御勘弁頂きたいと思いますが、5歳のときに支払った入学金は6歳になってから、1年前の領収書でございまして申請をして頂ければ、それを含めた配慮で支給させて頂きたいと考えております。

それから一般的に学費が非常に高く、それで子女教育手当の額が非常に少ないというのは

心苦しいことでありまして、これは実は毎年予算要求をしてきております。予算要求してきて認められてきていないのですけれども、実は予算で認められた額よりも相当多く支出していて、実は平成9年度の予算要求である程度単価の見直しをできたわけなので、若干の改正というか上向きの手当、増額はできるのではないかと考えております。ただし、これまでが予算が認められないのに実態が先を走っていたということで、そこの走っていた部分にたどり着いた程度の予算しかつかなかったわけで、若干の増額はできると思いますが、あるいは実態に必要な額までいかないかもしれません。これにつきましては、引き続き予算の増額について努力をしていきたいと思っております。不十分ではございますが、このようなことで当面いきたいと思っております。

【司会】 よろしいですか。

【古内リーダー(タイ)】 タイ国立家畜衛生研究所フェーズⅡの古内です。プロ技の調査団の再編のところプロジェクト運営指導という案件が出てきたのですけれども、これの理念といえますか、先ほどの説明ですと調査団というよりは例えば機械の修理とか緊急性の場合に応用するようになっているのですけれども、プロジェクトの運営とかそういうところの指導、いわゆる調査団的なものなのか。それからプロジェクト・サイトからのアプローチといえますか、それに対する方法を教えて頂きたいと思っております。

【司会】 では、私の方から御説明させて頂きたいと思っております。これまでは一般的にプロジェクト開始後1年目ぐらいのところ、R/Dの体裁に基づきまして詳細実施計画を策定する、それを相手側と合意するための調査団という位置づけで計画打合せ調査団が派遣されていたわけでございますけれども、そういったことでその予算については計画打合せ調査にしか使えない。もう少しプロジェクトを運営するうえで、例えばクーデターが起きて相手側の政策が変わってしまったとか、そういった予想できないような事態が5年なら5年の間に起きるだろうというときに、弾力的にいろいろな形で調査団を日本から送れるような形にしておいた方がいいのではないかとということで、先ほど御説明があったとおり計画打合せ調査団、それから機材維持管理調査団、これを統廃合しまして、プロジェクト運営指導という形で調査団が認められたわけでございます。一応構成としては2名編成となっておりますけれども、弾力的にもし4人必要であれば4人の調査団という形で、従来どおりの計画打合せのような形も取れますし、それから別途プロジェクトの緊急事態に対応できるような形で、担当者ひとりで飛んでいくという形でも使えます。もちろん機材維持管理という形でも使えます。単純に2名に調査団員を編成したということで、件数は大体倍ぐらいになっております。ですから、これまでは計画打合せ調査ということで、5年間なら5年間でその調査は1回しか使えませんでしたけれども、2名編成で調査団を現地に派遣するということを考えますと、大体平均的には5年の継続期間の間に2回の調査が実施できるということで、弾力的な運営指導という形で対応することになっております。

【古内リーダー(タイ)】 プロジェクト・サイトからの要請で、これが検討されることになるのでしょうか。

【司会】 基本的にはそうだと思います。ただ、東京サイドでプロジェクトの方を見させて頂いて、場合によっては東京の方から必要性を認めて現地の方に乗り込んでいくケースも当然考えられると思います。

次の御質問をお願いします。どうぞ。

【井上リーダー(ウルグアイ)】 ウルグアイの獣医研究所強化計画の井上です。ウルグアイという小さい国ですけれども、任国外旅行について非常にJICAの制限があって、川をひとつ越えれば数100万の都市であったり何10万の都市があったり、いろいろプロジェクト・サイトにおいて可能ですけれども、カウンターパートは通常というか簡単にミーティングですとか学会へ近隣国のアルゼンティン、ブラジルなんかに行っているわけです。我々の場合にはJICA事務所がないということで、事前に本部との連絡を取るとかいろいろな制限があるわけですが、南米諸国において3か月も前からはっきり日程が決まるということもあまりないし、通常の生活のなかでも例えば子供さんたちの学外行動というか、そういうものがブエノスアイレスであったりブラジルであったりするわけです。そのようにあの辺のメルコスール内の行き来をもう少し緩和した方がよろしいのではないかという意見がいっぱい出ているのですが、その辺を御検討願いたいと思います。現に私どもが乗っている車の保険は、メルコスール内の証書がちゃんと入っているのです。そういう状況なので、あまり一国主義というか、その辺をきつく考え過ぎているのではないかと思います。

【松野派遣事業部技術者管理課長】 その任国外旅行は7日以内の小旅行、あるいは7日を越える任国外旅行でしょうか。

【井上リーダー(ウルグアイ)】 越えないです。

【松野派遣事業部技術者管理課長】 専門家という身分は非常に特殊な身分で、外交官ではありませんがいろいろ専門家であるがゆえの特権の問題などを2国間で結んでいる。つまり日本とその国、日本とそのある国と結んでいるわけで、そのある国に行きました専門家が隣の国に行くと、いわゆるそういう条項などは一切適用されないということなわけです。ただ、恐らくメルコスールのなかでは双方の国民同士が比較的自由に往来して、安全とかそういうものはお互いの違う国民であっても、その辺はちゃんと見ましょうという域内協定のようなもので自由な往来が認められているのではないかと存じまして、身分的に全く日本人専門家とは違うわけでして、ちょっと調査をしないとわかりませんが、小旅行の場合は任国外旅行の申請は迅速にJICAのなかで事務処理をいたしますので、当面それで運用させて頂きたいと思います。やはり非常に特殊な民間人の地位で赤いパスポートでどこへ行ってもということではなくて、その国に行くということが目的で、その国との間の協定で行っているわけですので、そのメルコスール

間の国同士が国民が自由に往来できるということと、JICAの専門家がその国境をまたいで往来できるということとはちょっと違う、若干難しい問題をはらんでいると思います。任国外旅行は事務所がありませんので本部申請でございますが、本部において迅速に処理するようにいたしますので、よろしく願いいたしたいと思います。

【尾形リーダー(ウルグアイ)】 ウルグアイの果樹保護技術改善計画の尾形です。僕は今の任国外旅行をするのに、必ずモンテビデオというのは500キロ離れているので1日かけて行くわけです。そこから出ればブエノスアイレスですが、そこを基地にしてから出発しますので、先ほどこちよっと考えてくださるというお話だったのですが、大概の任国外旅行で向こうで計画されているのが、その国内で最低のものが7日なのです。そうするとどこへも出られないのです。私は1年近くになるのですが、今まで全然出られないのです。そういうことがあります。

それから今住んでいるところからすぐ橋を渡るともうアルゼンティンですが、その町のすぐそばに同じような仕事をやっている研究所があるのです。その連中は僕らの方で発表会があるとみんな来るのです。僕らは出られないのです。そういうような問題があります。

【松野派遣事業部技術者管理課長】 今プロジェクトはサルトでございますか。サルトにつきましては、ウルグアイは特定不健康地ではないので健康管理旅行もないということですが、確かにモンテビデオの条件とサルトの条件とが違うということ、これは認識しておりますので、この場でお約束はできませんが、外務省にそういう問題があるということで協議をもち込みたいと思っております。これは、あまりそういう国はなく、大体特定不健康地になっているのですが、一部アルゼンティンなどではあると聞いておりますし、つまり首都のレベルは非常に高いので特定不健康地に入らないのですが、中身を見ると非常に僻地があるということですので、その辺は検討させて頂きたいと思います。

【司会】 申しわけございません。時間の制限がございますが、あと御質問したいと思われている方、挙手を頂けますでしょうか。わかりました。どうぞ。

【鯉淵リーダー(タンザニア)】 キリマンジャロです。任国外の関係ですけれども、ナイロビは既に選挙も終わって安定してきているわけで、大使館では注意喚起程度の危険情報になっているわけですけれども、JICAの司令からは公用以外はまだ渡航禁止になっています。JICA事務所に問い合わせたところ本部に問い合わせ中ということで、大使館はヘーッというような感じで大使館の領事の回答は得ているのですけれども、JICAからはまだ禁止になっています。

【司会】 安全管理課の方と確認いたしまして、個別協議の際に御返事差し上げたいと思います。それでは最後の御質問にさせて頂きたいのですが。

【大塚リーダー(アルゼンティン)】 アルゼンティンの植物ウイルス研究の大塚でございます。最後に先ほどウルグアイのサルトのリーダーがおっしゃいましたので、今のアルゼンティンの例もちょっと御説明させて頂きたいと思います。私どものプロジェクトはブエノスアイレスか

ら900キロ北部に参りましたコルトバという人口130万の町にございます。いろいろな方がいいところで働いているねということで、もちろん健康管理旅行もなくて問題ないでしょうということだったのですけれども、実は私このプロジェクトはリーダー代行で出ているのですけれども、本来ならここに出るべきリーダーが昨年9月の末にがんになりまして、早期一時帰国をいたしました。それで私がこういうことを言うのは非常に問題があると思うのですけれども、うちのリーダーががんになった原因も、アルゼンティンが下手に健康管理旅行ができないというような制約があつて健康診断を1年5か月ほどできなかったわけです。私は以前は隣のポリヴィアのサンタクルスにいたのですけれども、サンタクルスとコルトバを比べたらポリヴィアの方が格段にそういう面では恵まれているのです。JICAの医療協力もありますから、サンタクルス総合病院というすばらしい病院があつて専門家は1年に1回健康診断ができる。我々のコルトバは人口130万だから病院がいっぱいあるのですが、我々が十分受けられる病院はない。それからもうひとつ子女教育のことも言いますと、何と人口130万の大都会にしながら、インターナショナル・スクールはひとつもない。うちの子供たちは現地のスペイン語学校に行つておりますけれども、そういうことで一概に健康地だから地方の方も問題ないというのは、ウルグアイのサルトも含めてひとついろいろな面で考えてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

【松野派遣事業部技術者管理課長】 御趣旨は同様の御趣旨であらうかと思ひますけれども、わかつておりますので。

【司会】 よろしいですか。それではこれで質疑・応答を打切らせて頂きたいと思ひます。

8. 分野別分科会の討議テーマについて

【司会】 閉会にする前に、明日のテーマ別分科会の実施要領について御説明させて頂きたいと思ひます。

今回はリーダーの皆様は本部の方から6つのテーマを差し上げまして、いろいろそれに対し御記入頂きました。御協力頂きまして、感謝申し上げます。残念ながら6つのテーマのうちの現地NGO、第三国専門家など現地の援助資源の利用可能性及び留意事項というテーマにつきましては、書いてこられたリーダーの数が非常に少なかったということで、分科会では取り上げるにいたりませんでした。したがひまして、明日は5つの分科会に分かれまして討議をして頂くことになっております。各テーマごとの参加者及び会場につきましては、全体会議資料のⅡの19ページ、このリストに示してありますので御確認頂きたいと思ひます。今回のテーマにつきましては、今後のJICAプロジェクトをどのようにして効率的なものにしていくか、そのためのアイデアをいくつか考えましたので、これについて皆様の現場に立脚した御意見をうかがいたいと思ひております。また今回の分科会は、各事業分野ごとに討議

するものではなく、初めての試みでございますけれども、分野横断的に討論をして頂くことが特徴的なところだと思います。活発に御討議頂ければと思っております。なお開始は9時30分から、場所は全部新宿の本部の方でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、長時間にわたりまして御協力ありがとうございました。第1日目の会議はこれで終了させていただきます。

(午後5時25分 散会)

